

令和2年度政府予算 及び施策に関する要望

令和元年8月

全国市議会議長会

目 次

総会決議

- 1 多様な人材の市議会への参画促進に関する決議…………… 3
- 2 地方創生・地方分権改革の推進及び地方税財源の充実確保に関する決議…………… 8
- 3 地震、集中豪雨など頻発・激甚化する大規模災害等に対応する防災・減災対策の充実強化に関する決議…………… 11
- 4 東日本大震災からの復旧・復興に関する決議…………… 13
- 5 東日本大震災からの早期復旧・復興…………… 16
- 6 原子力発電所事故災害への対応…………… 20

地方行政委員会

- 1 地方分権改革の推進…………… 27
- 2 地方創生の推進…………… 29
- 3 参議院選挙における合区の解消…………… 31
- 4 多様な人材の市議会への参画促進…………… 32
- 5 厚生年金への地方議会議員の加入…………… 35
- 6 消防防災体制の充実強化…………… 36
- 7 過疎地域の自立促進…………… 38
- 8 合併市町村に対する支援の拡充…………… 39
- 9 社会保障・税番号制度に係る取組強化…………… 40
- 10 基地対策関係予算の確保等…………… 41
- 11 治安対策の強化等…………… 42
- 12 所有者不明土地対策…………… 43
- 13 北方領土返還…………… 44
- 14 竹島の領有権確立…………… 46
- 15 日米地位協定の抜本的な改定及び在沖米軍基地の負担軽減…………… 47
- 16 人権救済制度の確立…………… 48

地方財政委員会

- 1 令和2年度地方財政対策…………… 51
- 2 令和2年度税制改正等…………… 53
- 3 令和2年度地方債計画…………… 55
- 4 地方公営企業…………… 56
- 5 国庫補助負担金…………… 57
- 6 多様な人材の市議会への参画促進…………… 58

社会文教委員会

1	医療保険制度	63
2	地域医療施策	65
3	保健衛生施策等	67
4	介護保険制度	69
5	少子化対策等	71
6	社会福祉施策	74
7	雇用対策等	77
8	環境保全施策	78
9	文教施策	80

産業経済委員会

1	農業振興対策	85
2	林業振興対策	87
3	水産業振興対策	88
4	農林水産業共通対策	89
5	食の安全及び消費者の信頼確保対策	91
6	中小企業振興対策等	92
7	資源・エネルギー対策	93
8	地域経済対策	95

建設運輸委員会

1	自然災害対策の推進	99
2	各種交通基盤整備の推進	103
3	都市基盤整備の推進	107
4	下水道整備の推進	110
5	観光立国の推進	111

総会決議

多様な人材の市議会への参画促進に関する決議

地方分権が進み、市議会の役割と責任が増している。また、社会経済の急速な構造変化を背景に、市議会には、多様化する民意の市政への反映と集約が期待されている。

一方、議員の年齢構成、男女割合、職業分布など議会構成の現状が、これからの市議会の使命に沿うものか、疑問を呈する指摘も多い。

若者や女性、サラリーマンなど多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは、多くの市議会の緊要な課題である。

加えて、先の統一地方選挙では、地方議会の無投票当選者の割合が高まるなど、小規模市議会では議員のなり手不足が深刻化している。今後、人口減少の加速により、議員のなり手不足が多くの市の共通問題になり得る懸念も否定できない。

多様な人材の市議会への参画を促す対策は、議員のなり手不足を克服する一助にもなると期待される。

このため、我々市議会は、各市の実情を踏まえ、主体的・持続的な議会改革を進め、それぞれ市の最高意思決定機関として、市民にとって魅力ある議会をつくる必要がある。

については、市議会の現状と課題について市民と双方向のコミュニケーションを深めるとともに、行政監視・政策提起能力の強化、政務活動費の適正な執行に努め、併せてICTを活用して議会運営の高度化・効率化を図るなど、議会に対する市民の理解と信頼の向上に取り組む。

同時に、多様な人材の市議会への参画を制度的に促進するため、労働法制の見直し、兼業（請負）禁止要件の緩和、広範多岐な議員活動の実態にふさわしい法的地位や報酬・福利厚生に係る仕組みの確立、さらに地方議会の一層の権能強化などに取り組む。

よって、国においては、下記事項について、一体的・総合的に検討し、成案が得られた方策から確実に実現されることを強く要望する。

記

第1 多様な人材の市議会への参画を促す環境整備

若者や女性、サラリーマンなど多様な人材の市議会への参画を促すため、以下の環境整備を図ること。

1 地方議会議員の位置付けの明確化

議会と長の二元代表制から構成される地方自治の重要性に鑑み、地方議会議員について、住民の代表者としての責務、住民全体の奉仕者としての責務、議会権能を遂行する合議体の構成員としての責務を議員の職責として地方自治法に明記し、議員の位置付けを明確化すること。

2 サラリーマンが立候補しやすい労働法制の見直し

今や就業者の9割をサラリーマンが占める。兼業・副業の意義が評価される中、若者や女性を含む幅広いサラリーマン層から市議会の議員に立候補しやすい、兼業を選択する場合も議員活動ができる、環境を整える必要がある。

このため、例えば、弾力的な休暇の取得や勤務時間の設定、議員活動のための休職など、労働基準法はじめ労働法制の見直しを行うこと。

3 兼業（請負）禁止要件の緩和

地方議会議員の兼業（請負）禁止について、例えば、議員が個人として該当する場合と議員が法人の役員として該当する場合で要件が異なる、長の場合と異なり議員が市の出資法人の役員である場合に兼業（請負）禁止の適用から除外されない、といった現行制度を見直し、兼業（請負）禁止要件が立候補の過度な規制とならないよう、所要の措置を講じること。

4 選挙制度の見直し

統一地方選挙での選挙実施割合が長期的に低下傾向にある。有権者が地方自治について考え、地方選挙への関心を高め、もって多様な人材の市議会への参画に資するため、まずは、長や議員の任期の状況に配慮しつつ、年間の地方選挙をその年の1又は2の特定日に集約する仕組みを検討すること。

併せて、便乗選挙の対象拡大、供託金の引下げ、一般市の長・議員等に係る税法上の寄付金控除制度の創設について検討すること。

5 小規模市における議員報酬の引上げ等を促進する財政支援 （議員報酬の引上げ）

小規模市議会の議員は、概して議員報酬の水準が低く、経済的に恵まれた議員は別として、兼業しなければ生計困難に陥りかねない実情にある。

一方、議会の役割が高まるに伴い、小規模市においても議員活動が年々増大、その内容も高度化・専門化し、現実には専業として活動せざるを得

ないジレンマに苦悩する議員も多く、議員のなり手不足の一因にもなっている。

このため、住民の理解を得ながら、地域の実情に応じて生計維持が可能な水準まで議員報酬を引き上げることができるよう、小規模市に対する地方財政措置の強化を図ること。

(兼業議員のための所得損失手当の創設)

小規模市では、一度に議員報酬の大幅な引上げを図ることが現実的には困難な場合が多い。当面、サラリーマンも兼業を前提に議員活動を行わざるを得ない。

このため、サラリーマンとして雇用先と兼業する議員が休暇や休職等により雇用先から賃金カットを受けた場合、収入状況に応じ、収入減の一部を補填する所得損失手当（仮称）の創設を検討すること。

6 育児手当の創設

子育て世代の若者や女性の議会への参画を促進するため、期末手当のほか、育児手当の支給を可能とすること。

7 厚生年金制度への地方議会議員の加入実現

サラリーマン等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後の生活や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境を整備するため、厚生年金へ地方議会議員が加入できる法整備を図ること。

8 議会関連諸経費に対する地方財政措置の充実

- (1) 小規模市議会が、地域の実情に応じ、事務局の体制を強化できるよう、小規模市の議会費に対する地方財政措置を強化すること。
- (2) 以下の事項に係る経費を中心に、市の議会費に対する地方財政措置を充実すること。
 - ① 議会内における保育スペースの設置や議会のバリアフリー化など議会関連施設の整備
 - ② 本会議、委員会等のウェブサイト公開、議員に対するタブレット端末の配布（貸与）、議事の自動音声翻訳、その他議会のICT化の推進
 - ③ 議員の調査研究、政策提起能力の涵養に資する研修会の開催、議会図書室の充実（公立図書館、大学図書館等との連携を含む）
 - ④ 地域における子ども議会や女性議会の開催、有識者等との連携、そ

の他市民との双方向のコミュニケーションの強化

9 地方自治教育の推進

教育の中立性の確保に十分配慮しつつ、地方自治とこれを支える地方選挙の重要性を子どもの時代から世代を超えて学習できる教育環境を整備すること。

第2 地方議会の権能強化

地方議会の行政監視機能や政策提起機能の充実を図る観点から、以下に掲げる地方議会の権能を拡大すること。

1 議長に対する議会招集権の付与

二元代表制の理念に則り、議会が自律的に活動を開始する制度を創設すること。

2 条例による契約の締結、財産の取得・処分の議決対象範囲の弾力化

議会の監視機能を強化するため、議決を要する契約に係る種類・金額の要件及び財産の取得・処分に係る面積・金額の要件について、地域の社会経済状況の差異と議決を契約単位とすべきとする最近の判例を踏まえ、政令で定める基準に従い条例で要件を定める現行制度を見直し、各自治体が地域の実情を考慮した基準により条例で要件を定めることができるようにすること。

3 予算修正権の制約の解消

議会の政策提案機能を充実させるため、現在、長の予算提案権を侵害してはならないとされている予算修正権の制約を見直し、議会の予算に対する関与を強化すること。

4 閉会中の委員会活動の制限の緩和

現行制度では、議会は、閉会中、その活動能力が失われ、例外的に議決により特定の事件を付託された委員会が、その付託された事件に限り活動能力が付与されている。

このため、常時活動している執行機関に対する適切な監視や、突発的な行政問題への迅速な対応に問題があることから、議会が閉会中でも委員会が活動できるよう現行制度の制限を緩和すること。

5 議会の招集日の変更

国の行政実例では、長が議会招集の告示をした後は招集日を変更することはできないとされており、多くの議会では、告示後に大きな災害・事故などによって議員の応招が困難な状況が生じた場合も、こうした扱いに従っている。最近の災害でも議員の応招が困難なため、定例会が流会となるおそれがあった。

このため、災害が多発する近況に鑑み、大きな災害・事故など議員の応招が極めて困難と認められる客観的理由が明らかにある場合、議会、とりわけ定例会の招集日の変更を可能とする措置を講じること。

以上決議する。

令和元年6月11日

全国市議会議長会

地方創生・地方分権改革の推進及び 地方税財源の充実確保に関する決議

我が国の急速な人口減少や少子高齢化が進む中、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり住みよい、活力ある地域社会を維持していくためには、地方創生の推進が不可欠である。

次期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、地方創生に係る事業の円滑な実施のために必要な財源を継続的に確保するとともに、交通ネットワークなど社会基盤の整備を推進し、地域間格差を是正する方針が明確に示されることが重要である。

地方自治体は、地方創生に加え、福祉・医療サービスの充実や地域の防災・減災対策をはじめ、複雑多様化する行政課題への対応に迫られ、財政需要は増加の一途にある。今後とも地域の実情に応じた行政サービスを安定的に提供するためには、地方分権改革の更なる推進と、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、地方創生・地方分権改革の推進及び地方税財源の充実確保に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方創生の推進

(1) 次期まち・ひと・しごと総合戦略の策定に当たっては、現行の地方創生推進交付金事業や地方創生拠点整備交付金事業などの枠組みにとどまることなく、これら事業の効果を高めるために必要な交通基盤の強化など社会資本の整備についても適切に位置付けること。

(2) 未来技術（A I、I o T、ロボット技術等）の導入・普及によるS o c i e t y 5.0時代の社会経済の変化を見据え、各地域の事業・ビジネス、生活・学び、社会基盤・空間において期待される具体的変容イメージと実現までのプロセスを明示すること。

とりわけ、生活・雇用環境等に大きな影響力を持つA I（人工知能活用）については、次期総合戦略において、その有効かつ安全な利用に向け、人間中心のA I社会原則の視点を明確に盛り込むこと。

また、スーパーシティ構想の推進において、地方自治体から提案された規制緩和等の提言については、その実現に向けて積極的に取り組むこと。

(3) 地方自治体が計画的に社会インフラの老朽化対策に取り組めるよう、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金及び公共施設等適正管理推進事

業債等の所要額をはじめ十分な財源を確保すること。

また、将来にわたる老朽化対策の全体像を事業費や財源を含めて明確にし、総合的・計画的に対策の推進を図ること。

- (4) まち・ひと・しごと創生事業費を拡充・継続すること。また、算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村について考慮すること。
- (5) 地方創生推進交付金については、長期にわたる継続的なものとし、総額の確保を図るとともに、自由度の高い、より使い勝手のよいものとする。また、事業申請に係る手続を簡素化し、速やかに交付決定すること。
- (6) 地方創生拠点整備交付金や地方大学・地域産業創生交付金等については、地方の意見等を十分踏まえ、弾力的な運用と積極的な採用を図ること。

2 地方分権改革の推進

- (1) 提案募集方式により、今後も、地方からの提案の実現に向けて積極的に検討・採用を行うとともに、「従うべき基準」の廃止又は参酌化を含めた更なる義務付け・枠付けの見直し及び国から地方への更なる事務・権限の移譲を行うこと。

なお、事務・権限の移譲等に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の課題については、地方の自主性・主体性を十分踏まえ、対応すること。

- (2) 地方自治体において、提案募集方式が一層積極的に活用されるよう、政府の情報発信と、提案に資する職員研修の充実を図ること。
- (3) 議会の自主性・自律性をより高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるよう、地方議会の活動を制約している法令上の諸規定の更なる見直しを図ること。

3 令和2年度地方財政対策

- (1) 社会保障関係費の増大や地域の防災・減災対策、地域経済の振興など地域の活性化対策に的確に対応するため、地方税・地方交付税等の一般財源総額を充実確保すること。

その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、その発行を縮小すること。

- (2) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。また、地方の財源不足の補填については、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。
- (3) 地方自治体では不測の事態による税収減や災害等に備えて基金を積み立

てており、今後も地方の基金残高の増加を理由とした地方交付税等の削減は行わないこと。

- (4) 公共施設等適正管理推進事業費については、個別施設の維持管理、更新等に係る取組が本格化することから、引き続き十分な財源を確保するとともに、市町村役場機能緊急保全事業など公共施設等適正管理推進事業期間を延長すること。

4 令和2年度税制改正

- (1) 地方財政の財源が大幅に不足している現状に鑑み、今後もきめ細かな行政サービスを安定的に提供していくため、地方税制の拡充強化に努めること。
その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (2) 地方自治体が、社会保障施策をはじめとした行政サービスを今後も安定的に提供するため、消費税・地方消費税10%への引上げについては、令和元年10月に確実にを行うこと。
- (3) 固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であることから、その安定的確保を図ること。また、償却資産に係る固定資産税については、現行制度を堅持すること。
- (4) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村の特有の行政需要に対応するとともに、特に、過疎地域や中山間地域の財政力の脆弱な市町村にとって貴重な税財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (5) 令和元年10月1日から2年9月30日までとされる自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減について、期間の延長は断じて行わないこと。

以上決議する。

令和元年6月11日

全国市議会議長会

地震、集中豪雨など頻発・激甚化する大規模災害等に 対応する防災・減災対策の充実強化に関する決議

平成30年7月豪雨や土砂災害、累次の台風被害、大阪府北部を震源とする地震、北海道胆振東部地震等の自然災害が多発し、住民生活の安全・安心が脅かされる甚大な被害が発生したことから、防災・減災、国土強靱化の取組は喫緊の課題である。

こうした災害から、国民の生命、身体及び財産を守るためには、ハード・ソフト両面から様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務となっている。

よって、国においては、防災・減災対策の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 災害復旧・復興支援対策の充実強化

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興対策に万全を期すため、災害復旧・復興事業に要する経費の地方負担に対する支援措置の充実強化を図ること。
- (2) 被災者が早期に自立した生活を送ることができるよう、災害救助法に基づく支援及び被災者生活再建支援制度等の拡充を図ること。
- (3) 被災自治体においては、災害救助法や被災者生活支援に関する業務、災害復興計画の策定・実行に対する業務が増大するため、中長期的な人的・技術的支援措置を講じること。

2 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化

- (1) 国土強靱化基本法、南海トラフ地震や首都直下地震等に係る特別措置法など災害関連諸法に基づく施策を着実に推進すること。特に、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の確実な実施を図ること。
- (2) 地震、津波及び火山噴火による被害を最小限にするため、観測・監視体制の強化を図ること。
- (3) 地震による建築物の倒壊から国民の生命を守るため、建築物の耐震診断・耐震改修に係る財政支援措置や技術力の確保に関する取組の充実強化を図ること。

3 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化

- (1) 頻発・激甚化する台風や集中豪雨などによる被害を防止・軽減するため、ハード・ソフト対策を連携させた水害・土砂災害対策、山地災害対策等の

推進及び気象観測体制の強化を図ること。

- (2) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保や地域除排雪体制の整備など各種雪害対策の充実強化を図ること。

4 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援

- (1) 緊急防災・減災事業債制度を恒久化するとともに、元利償還金に対する交付税措置の充実、対象事業の拡大を図ること。
- (2) 地方自治体が計画的に社会インフラ等の防災・減災対策、老朽化対策などの事業を執行できるよう、防災・安全交付金及び公共施設等適正管理推進事業債の所要額の確保など十分な財源を確保するとともに、期間の延長を図ること。
- (3) 社会インフラ等の老朽化対策について、ハード・ソフト両面からその全体像を財源調達方法や財源規模を含めて明確にし、自由度の高い交付金の創設など、総合的・計画的な対策の推進を図ること。
- (4) 地方自治体による適時的確な避難勧告等の発令に資するため、災害予測システムなどの新技術の開発・導入に係る十分な財政支援措置を講じること。

5 消防防災体制の充実強化

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

6 医療救護体制の充実強化

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を提供するため、医療機関の耐震化や医薬品・資機材の整備、医療救護に係る人材育成・確保など医療救護体制の充実強化を図ること。

7 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、速やかに万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

以上決議する。

令和元年6月11日

全国市議会議長会

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災の発生から8年が経過した。被災自治体においては、迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの、被災者の生活再建、地域産業の再生や公共施設の復旧等に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による健康問題、汚染廃棄物処理、風評被害等、困難な課題が山積している。

このような中、国は、種々の支援策の実施により被災地の復旧・復興に尽力されているところであるが、復興の進捗に遅れが生じないように、被災地の要望をより一層丁寧に取り、被災地の立場と視点に立った迅速かつ柔軟な対応を講じていくことが重要である。

よって、国においては、一日も早い被災地全体の復旧・復興の実現に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 東日本大震災からの早期復旧・復興

- (1) 被災地の実情に応じた復興交付金の柔軟な運用を図るとともに、復旧・復興事業予算及び震災復興特別交付税等の所要額を確保した上で、復興事業が完了するまでの間の継続的な措置を講じること。
また、平成28年度より生じている一部の復興事業に対する地方負担額を引き続き最小限にとどめるよう配慮すること。
- (2) 被災者の生活再建や生活基盤回復に向け、抜本的な雇用対策、被災者生活再建支援制度の拡充、災害援護資金貸付制度の柔軟な運用、被災者支援総合交付金による長期的支援など、各種支援措置の充実強化を図ること。
- (3) 震災を受けた地域の観光交流施設等の復旧、被災地における水産業及び関連産業の復興、被災農地の復旧、地元企業や商店街の早期復旧等、地域産業の復旧・復興に対する支援措置の充実強化等を図ること。
- (4) 公共施設等の復旧・復興に向け、各種災害復旧補助制度に係る補助率の大幅な嵩上げや対象経費の拡大を図るとともに、今後の防災力強化を見据えた原形復旧以上の整備等に係る対象経費の拡大等を積極的に行うこと。
- (5) 被災自治体における生活保護、介護、医療について、被災地の実情に応じた十分な支援措置を講じることにより、被災者に対する社会保障の充実強化を図ること。
- (6) 災害救急医療の増加経費対策や必要な医師の確保、災害拠点病院整備等、被災地域の医療機関に対し万全の支援措置を講じること。

- (7) 地盤沈下により、その利用に支障が生じている地域に係る土地について、被災自治体が行う嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し全面的に財政支援措置を講じること。
- (8) 復興庁の設置期限となる令和2年度末を迎えたのち、同庁の後継組織を置くに当たっては、今後における復興施策の進捗状況や効果検証、被災自治体の要望等を踏まえ、復興・創生期間後も対応が必要な事業を確実に実施できる組織とすること。
また、政治の責任とリーダーシップの下で東日本大震災からの復興が成し遂げられるよう、後継組織に担当大臣を置くこと。

2 原子力発電所事故災害への対応

- (1) 面的除染完了後も、除去土壌等の適正管理・搬出のほか、仮置場の原状回復などに必要な予算の確保に万全を期すこと。
- (2) 放射能汚染濃度8,000Bq/kg超の指定廃棄物（焼却灰等）については、国が確保する最終処分場または中間貯蔵施設へ早期に搬出すること。
- (3) 宅地内等での一時保管を余儀なくされている除染除去土壌等の輸送を推進するため、中間貯蔵施設の早期整備を図るとともに、安全かつ迅速な搬出に向けた十分な調整を行うこと。また、中間貯蔵施設への輸送について、国は各市町村の年度別輸送量を含めた全体的な搬送計画を早期かつ明確に示すとともに、輸送量の拡大を図り、輸送の早期完了に努めること。
- (4) 除去土壌の中間貯蔵施設への輸送が本格化していく中で、市民が放射線量を自分の目で確認するためにも、引き続きリアルタイム線量測定システムは必要であることから、地域住民や関係市町村の意見を聞くことなく、一方的な撤去を行わないこと。
- (5) 産業振興を更に確実なものとするため、風評被害対策への取組を強化し、風評被害の速やかな終息に努めるとともに、農水畜産物等に対する放射性物質対策や生産者への支援等の拡充を図ること。
- (6) 原子力発電所事故の発生に伴い、個人・法人及び自治体が被った全ての損害について、東京電力ホールディングス株式会社が適切で迅速な賠償を行うよう、国が同社へ強く指導すること。
- (7) 原木シイタケをはじめ食品に係る出荷規制の早期解除に向けた取組や諸外国における輸入規制措置の撤廃に向けた更なる取組、有害鳥獣の広域的な規模での処理体制の整備など各種取組に対する支援措置の充実強化を図ること。
- (8) 健康異常を早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに、その費用について全額国庫負担を継続すること。

- (9) 被災地域の復興・再生のために極めて重要な鉄道や道路交通網等のインフラの整備について、整備促進を図るなど必要な措置を講じること。
- (10) 避難指示区域等への支援について、避難者の帰還に向けた生活の再建や心のケア等に必要な支援を行うとともに、地域の復興・再生に向けた取組に対し十分な支援を行うこと。
- (11) いまだに増え続けているトリチウム水について、国民の理解が得られていない状態で海洋放出を行えば、地域住民の安心は崩れ、更なる風評被害が懸念されることから、海洋放出については慎重に決定すること。
- (12) 原子力災害の影響が残る深刻な状況からの着実な復興を成し遂げるためには中・長期的な対応が必要であるため、「復興・創生期間」終了後も引き続き全ての関係自治体の窓口機能を担い、復興の実施主体となる国の機関を残す検討を進めること。

以上決議する。

令和元年6月11日

全国市議会議長会

東日本大震災からの早期復旧・復興

東日本大震災の発生から8年以上が経過し、被災自治体においては、迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの、解決すべき課題が数多く山積しております。

国においては、発災以来、国難とも言うべき大震災からの復旧・復興に向け、種々の支援策が実施されておりますが、対処すべき課題も山積みの状況にあり、復興の進捗に遅れが生じないように、被災地の要望を丁寧に酌み取り、迅速かつ柔軟な対応を講じることが重要であります。

つきましては、被災地全体の日も早い復旧・復興が実現されるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要望いたします。

記

1 復旧・復興事業予算の総額確保と実態に即した財政支援等

- (1) 被災地の実情に応じた復興交付金の柔軟な運用を図るとともに、災害復旧事業並びに震災復興事業に係る震災復興特別交付税等地方財政措置について、復興事業が完了するまでの間、継続的な措置を講じること。
また、平成28年度より復興交付金事業（効果促進事業）を初めとした一部の復興関連事業に地方負担が生じているが、引き続き地方負担額を最小限にとどめるよう配慮すること。
- (2) 津波被災区域における固定資産税及び都市計画税について、市町村長が行った固定資産税の減免に対し、所要の措置（震災復興特別交付税による財政支援）の継続を図ること。
- (3) グループ化補助金を活用し本設再建を目指す事業者が、実際に事業着手の目途が立った時点で補助制度が活用できるよう、平成31年度以降の制度継続を早期に明示して頂くとともに、採択案件分の予算を基金化するなどし、各事業者が必要とする時期に交付されるよう、被災地の実情に合わせた安定的な制度の運用を講じること。
- (4) 津波により被災した土地の利活用の推進に当たり、点在する被災（移転）跡地の集約や関連する復興事業との調整などに相当の期間を要すると見込まれることから、令和2年度までの「復興・創生期間」における被災（移転）跡地の利活用に係る予算枠の確保及びより柔軟な復興交付金制度の運用を講じること。

2 被災者の生活再建支援等

- (1) 被災者の生活再建に向けて、被災者の就業先確保に必要な措置を講じるほか、長期的継続雇用となる事業の創設等、抜本的な雇用対策を講じること。
- (2) 被災者の生活基盤回復のため、被災者生活再建支援制度等の拡充や宅地の復旧、二重ローン対策等最大限の支援策を講じること。
- (3) 借受人の生活状況に合わせ、自治体が災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に規定する支払猶予を適用し、借受人の自治体に対する償還期間の延長を認める場合には、国も自治体の国に対する償還期間を延長すること。
また、自治体が法令に基づき貸付金に係る債権を免除する場合には、国も自治体への債権を免除すること。免除できないものがある場合には、その要件を法令等で明示すること。
さらに、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令に規定する「無資力又はこれに近い状態」を具体的に明示すること。
あわせて、債権回収に向けた自治体個々の取組に係る経費について助成を行うとともに、早期に国において債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。
- (4) 被災者支援総合交付金で実施している心のケア・見守り等の事業について、被災者の健康保持・孤立防止のため、生活環境の変化等による体調悪化予防や心のケアを中長期的に継続して推進する必要があることから、交付期間を延長すること。

3 地域産業の復旧・復興に対する支援

- (1) 震災を受けた地域の観光交流施設等の復旧や地域経済の回復・復興を速やかに進めることができるよう、当該施設等に対する国庫支出金制度を創設すること。
- (2) 被災地における水産業及び関連産業の復興のため、被災地の漁業者や水産加工業者のニーズに柔軟に対応した支援が可能となるよう、復興交付金の柔軟な運用等被災自治体の実情に応じた財政支援を講じること。
- (3) 地元企業や商店街の早期復旧に向けて、施設・設備等の復旧・整備に対する補助制度の継続や予算枠の拡大、当面の事業継続等に資する金融・税制措置を講じること。
- (4) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金において、交付申請期限を平成31年3月末から令和3年3月末まで、事業完了期間を令和3年3月末から令和5年3月末まで、それぞれ2年延長を行うこと。

また、事業完了期限などの課題が生じた場合には、再延長を含め、復興の状況を踏まえた柔軟な措置を講じること。

4 公共施設等の復旧・再整備

- (1) 被災自治体の甚大な被害及び復旧・復興に向けた多額の財政需要があることから、各種の災害復旧補助制度にかかる補助率の大幅な嵩上げや対象経費の拡大、今後の防災力強化を見据えた原形復旧以上の整備等にかかる対象経費の拡大等を積極的に行うこと。
- (2) 公共施設等にかかる災害復旧補助制度については、この間、各府省において事務手続きの簡素化が進められているところであるが、その趣旨が実務に十分反映されるよう、引き続き各関係機関への周知徹底を図ること。
- (3) 地域コミュニティの再構築を始め、健全な市民生活の維持に欠かせないコミュニティ施設、文教施設、医療施設、社会福祉施設等の復旧について、その設置主体の如何を問わず、既存の枠組みにとらわれない柔軟かつ十分な財政措置を講じること。

5 被災者に対する社会保障等

- (1) 復旧・復興に向けた膨大な財政需要が見込まれる被災自治体において、今後生活保護世帯の増加が見込まれることを考慮し、恒久的に生活保護経費の全額を国庫負担とする等財政措置を講じること。
- (2) 介護保険財政の健全な運営のため、将来にわたって地方自治体の財政負担が過重とならないよう、介護給付費負担金について、国の負担割合を30%に増やし確実に配分するとともに、制度改正に伴い必要となる経費について十分な助成措置を講じること。
- (3) 介護保険制度について、財政支援が必要な保険者に対しては、それぞれの実態を踏まえ、第一号被保険者の保険料負担が過大とならないよう、財政調整交付金について国庫負担分とは別枠での財政措置を行うなど、適切かつ十分な財政措置を講じること。
- (4) 介護分野において質の高い人材を安定的に確保できるよう、適正な介護報酬水準の確保を含め、介護従事者の処遇改善や労働環境整備に向けた更なる措置を講じること。
- (5) 介護保険の給付費の増加等による保険料の上昇を踏まえ、低所得者に対する保険料や利用料の軽減策については、国の責任において適切な財政措置を講じること。
- (6) 災害で受けたショックや心の健康等に対応できるよう、精神科医、保健師、看護師、臨床心理士等専門職の確保について、人件費の支援等、必要

な支援措置を講じること。

6 医療機関に対する支援等

- (1) 災害拠点病院における災害救急医療の増加経費や必要な医師の確保、患者の転院搬送等に要する経費等の負担に対し、支援措置を講じること。
- (2) 被災自治体による今後の災害対応を見据えた災害拠点病院整備に対し、被災自治体に負担を求めない国庫助成制度を創設すること。
- (3) 震災後の地域医療復興対策として、地域医療再生基金については、被災地の医療実情に応じた対応が可能となるよう用途の弾力化、基金の増額措置等制度の拡充を講じること。

7 今後の防災対策等

大規模かつ広汎な地盤沈下によりその利用に支障が生じている地域に係る土地について、買い取りを行うとともに、被災自治体が行う嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し、全面的に財政支援を行うこと。また、地盤沈下に伴う雨水排水対策として排水機場の増設を計画しているが、その施設が完工するまでの応急対応に必要な経費についてその全額を国において負担し、対処すること。

8 復興庁後継組織の設置

国は、平成31年3月8日の閣議決定により、復興庁の設置期限である令和2年度末以降においても、復興を成し遂げるための後継組織を置くことを明らかにしたが、そのあり方の検討に当たっては、被災各地の抱える課題が一層多様化している現状を十分踏まえ、引き続き各自治体の課題にきめ細かく対応し、復興事業の支援・総合調整等を実施していくことができる組織とすること。

原子力発電所事故災害への対応

東日本大震災及び原子力発電所事故の発生から8年余が経過しましたが、今なお、多くの住民が避難生活や放射能に不安を感じる生活を余儀なくされております。

被災自治体においては、一日も早い安全・安心の回復と住民生活の安定を図るため、復旧・復興に向けた取組を鋭意進めておりますが、汚染廃棄物対策、被災者の生活再建、住民の健康管理、風評対策など、依然として乗り越えなければならない課題も山積しております。

東日本大震災及び原子力災害は、世界で初めての事例となる災害であるという考えに立ち、迅速かつ柔軟な対策を講じることが必要であり被災者の立場と視点に立ち、あらゆる対策を継続的に講じていく必要があります。

つきましては、下記の事項について特段の御配慮を賜りますよう強く要望いたします。

記

1 放射性物質対策事業の推進

- (1) 面的除染完了後も、除去土壌等の適正管理・搬出のほか仮置場の原状回復などに必要な予算の確保に万全を期すこと。
- (2) 放射能汚染濃度 8,000Bq/kg 超の指定廃棄物（焼却灰等）については、国が確保する最終処分場又は中間貯蔵施設へ早期に搬出すること。
- (3) 平成28年度から除染に伴い発生した除去土壌等の本格輸送が開始されたものの、除染等により発生した除去土壌等については、これまで現場保管を中心に進めてきたことから、宅地内等での一時保管を余儀なくされている状況である。

については、輸送を推進するため、中間貯蔵施設の早期整備を図るとともに、安全かつ迅速な搬出に向けた十分な調整を行うこと。

また、中間貯蔵施設への輸送について、国は各市町村の年度別輸送量を含めた全体的な搬送計画を早期かつ明確に示すとともに、輸送量の拡大を図り、輸送の早期完了に努めること。

- (4) 放射性廃棄物に関する最終処分までの計画を提示すること。
- (5) リアルタイム線量測定システムについては、除去土壌の仮置場から中間貯蔵施設への輸送が本格化する状況においても、住民が放射線量を自分の目で確認するとともに、放射線に関する情報を国、東京電力ホールディング

グス株式会社と共有し、対策を進めるためのリスクコミュニケーションへ取り組んでいく観点からも必要であり、一方的な撤去を行わないこと。

- (6) 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、放射性物質に汚染された土砂等の除去をはじめ、流出や飛散等の拡散を防止するため、ため池の落水ができず利水管理が困難な状況である。

原子力災害からの復興・再生に関する事業については、事業量に応じ、令和2年度以降も継続して実施する必要があるとあり、各市町村においては、ため池放射性物質への対策として、「ため池の放射性物質対策技術マニュアル」に基づき、農業水利施設の多面的機能の保全・回復を行い、営農再開促進及び農業復興に取り組んできたところである。

については、当該事業の財源である「福島再生加速化交付金」及び震災復興特別交付税等の計画延長並びに財政措置を講ずること。

- (7) 福島県県民健康調査における甲状腺検査では、甲状腺がん発症率に県内における地域差が認められない状況にあり、県民健康調査検討委員会甲状腺検査評価部会の甲状腺に関する中間とりまとめにおいては、東京電力福島第一原子力発電所事故による影響は考えにくいとされていることから、この評価の確証を得るため、被ばくと甲状腺がんの因果関係を検証すること。
- (8) 水道が未普及のため井戸水を飲料水として使用している地域について、放射性物質による水質の不安を解消するために水道施設整備を実施する場合、その事業に要する費用は全て国が負担すること。
- (9) 山林の除染手法に関する調査研究を強化し、除染により発生する廃棄物の減容化技術も含め効率的で効果的な除染手法を早期に確立すること。
- (10) 風評被害の防止・解消に向けた対策を強化し、被害の早期払拭を図ること。

2 原子力損害賠償の適正な実施及び迅速化

- (1) 被災者が独自に行った除染費用について、東京電力ホールディングス株式会社において全額賠償するよう国の責任において強く指導すること。
- (2) 原子力災害に伴う市税等の減収について全額賠償するよう、国は東京電力ホールディングス株式会社に対し強く指導すること。
- (3) 原子力災害に伴う風評は、福島県内の観光業、商工業、サービス業や中小企業、商店街、更には農畜産物等の生産者や加工業者に深刻な損害を及ぼしていることから、国内外への正確な情報提供や販路拡大など、風評を早期に払拭するための取組みを強化するとともに、風評による損害に対する完全な賠償を早急に行うよう、国が東京電力ホールディングス株式会社

に対し強く指導すること。

また、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、個別具体的な事情をしっかりと伺いながら、被害の実態に見合った賠償を的確かつ迅速に行うよう、併せて指導すること。

- (4) 避難指示区域外における農林業の賠償については、依然として被害が発生している状況を踏まえ、新算定方式でも十分な賠償が確実に継続されるようにすること。
- (5) 被災者が公平に賠償を受けられるよう、文部科学省設置の原子力損害賠償紛争解決センターが行っている和解仲介等のこれまでの事例を、被害の状況が類似している地域等において同様に生じている損害に適用し、直接請求により全ての被害者へ確実かつ迅速に賠償を行うよう東京電力ホールディングス株式会社に求めること。
- (6) 原子力損害の賠償に関する法律第3条に基づく各被災自治体による損害賠償請求については、賠償範囲の最小限の基準である原子力損害賠償紛争審査会の中間指針に明記されている被害に限らず、損害の範囲を幅広く捉え、個別具体的な事情や東京電力福島第一原子力発電所事故を発端として発生したことが明らかな損害等、その実態に基づき迅速かつ確実に対応するよう東京電力ホールディングス株式会社に強く求めること。
- (7) 住民の安全・安心を守るために行っている様々な検査等に要する費用、地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用及びこれらの事業の実施に係る職員の人件費については、東京電力福島第一原子力発電所事故との因果関係が明らかであることから、賠償請求手続の簡素化に取り組むとともに、迅速かつ確実に賠償を行うよう東京電力ホールディングス株式会社に働きかけること。
- (8) 東京電力福島第一原子力発電所事故の発生により、個人・法人及び自治体が被った全ての損害に対し、東京電力ホールディングス株式会社が適切で迅速な賠償を行うよう国が東京電力ホールディングス株式会社に強く指導すること。

3 原子力災害にかかわる各種施策に対する支援

- (1) 観光誘客に係る財政支援について、原子力災害に伴う風評は、入込客数の落ち込みなど観光産業に深刻な影響を及ぼしており、誘客に係る各種施策の推進が重要となっている。

については、観光地のハード整備経費及び観光施策の人的支援など各種施策に要する費用について財政措置を講じること。

- (2) 工業団地等整備に係る財政支援について、原子力災害からの復興に向けては、安定した雇用の確保や企業の受け皿としての工業団地の整備など、将来を見据えた対応が急務であることから、地域経済の活性化を図り、原子力災害からの復興を強力に推進するため、企業誘致に係る助成制度及び新たな工業団地の整備に係る財政措置を講じること。
- (3) 捕獲した有害鳥獣の処理については、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、捕獲圧が低下したイノシシ等の有害鳥獣が増加する中、狩猟者及び狩猟者団体の協力により捕獲事業を実施し、埋め立てにより死骸を処理しているが、捕獲数の増加に伴い、埋め立て処分を行う場所が不足している。
については、今後更に捕獲数が増加する有害鳥獣の処理が適切に実施できるよう、広域的な規模での処理体制を整備するため、復興財源の活用も含めて十分な財源を確保するとともに、対策を強化すること。
- (4) 国民健康保険税、介護保険料の減免及び一部負担金等の免除の継続と避難指示等の対象区分けによらない同一市域内全域の減免・免除に向けたさらなる拡充を行うこと。
- (5) 住民が安心して生活できる環境が整備されるまでの間、高速道路無料措置の延長を行うこと。また、避難指示区域等に指定されている地域と指定されていない地域が混在している市においては、全ての避難者が無料化措置を受けられるよう、対象範囲を拡大すること。
- (6) 常磐自動車道について、原発廃炉作業や中間貯蔵施設への除去土壌等の搬出の本格化に伴い、交通量の増加による渋滞が見込まれることから、全線4車線化を図るとともに、常磐自動車道へのアクセス性を向上させ、避難住民の帰還促進や企業誘致といった沿線自治体の復旧・復興の加速化に資するため、(仮称)小高スマートインターチェンジの早期事業化を図ること。
- (7) ホールボディカウンターによる内部被ばく検査、ガラスバッジ、甲状腺のエコー検査、血液検査等、健康異常が早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに、その費用の全額国庫負担を継続すること。
- (8) 除染を必要とする全ての地域が東京電力福島第一原子力発電所事故以前の健全な状態へ回復するまでの間、固定資産税を免除するとともに、原子力災害に伴う市税等の減収分については、その補てん財源である震災復興特別交付税の財源措置を継続すること。
- (9) 避難者の帰還と地域の復興・再生に向け、地域の安全・安心を確保するため行う除染をはじめとした放射能対策や生活環境の改善、産業の振興、雇用の創出などの取組に対し十分な支援を行うこと。更に、地域住民が行う復興・再生へ向けた自主事業に対する財政支援を行うこと。

(10) 自主避難者の帰還に伴う生活の再建及び心のケアに必要な支援を行うこと。

4 東京電力福島第一原子力発電所からのトリチウム水海洋放出

いまだに増え続けているトリチウム水について、国民の理解が得られていない状態で海洋放出を行えば、地域住民の安心は崩れ、さらなる風評被害が懸念されることから、国民・市民の理解が得られていないトリチウム水の海洋放出については慎重に決定すること。

5 原子力災害にかかわる中長期的な対応

原子力災害の影響が未だ残る深刻な状況からの着実な復興を成し遂げるためには中・長期的な対応が必要であるため、「復興・創生期間」終了後も引き続き全ての関係自治体の窓口機能を担い、復興の実施主体となる国の機関を残す検討を進めること。

地方行政委員会

1 地方分権改革の推進

地方分権改革は、地方分権改革推進委員会の累次にわたる勧告に基づき着実に進展してきており、平成26年からは、地方の発意に根ざした新たな取組を推進するため「提案募集方式」が導入され、農地転用許可権限の地方への移譲、地方版ハローワークの創設をはじめとした事務・権限の移譲が実現をみている。

令和元年の提案募集については、6年目の募集に応じ、意欲と知恵がある地方からの提案が301件提出されたところであり、現在、政府において12月の対応方針の決定に向けて検討が進められている。

地方分権改革は着実に進展してきているが、義務付け・枠付けの見直し、国から地方への権限移譲や都道府県から基礎自治体への権限移譲等は、未だに不十分であることから、更なる見直しが必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 義務付け・枠付けの見直し及び都道府県から基礎自治体への権限移譲等

提案募集方式により、今後も、地方からの提案の実現に向けて積極的に検討・採用を行うとともに、「従うべき基準」の廃止又は参酌化を含めた更なる義務付け・枠付けの見直し及び国から地方への更なる事務・権限の移譲を行うこと。

なお、事務・権限の移譲等に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の課題については、地方の自主性・主体性を十分踏まえ、対応すること。

また、地方自治体において、提案募集方式が一層積極的に活用されるよう、政府の情報発信と、提案に資する職員研修の充実を図ること。

2 国の出先機関改革

国の出先機関については、事務・権限の必要性を精査した上で、地域住民の安全・安心に直接責任を有し、地域の特性・実情に精通している基礎自治体の意見を十分踏まえ、改革を実現すること。

3 「国と地方の協議の場」における実効性のある運営

「国と地方の協議の場」については、地方の声を国に反映することが出来る制度であるため、地方自治体の運営等に大きな影響を及ぼす事項については、十分な検討期間の確保や分科会の活用など、実効性のある運営を行うこと。

4 地方議会の活動を制約する法令上の諸規定の見直し

議会の自主性・自律性をより高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるよう、地方議会の活動を制約している法令上の諸規定の更なる見直しを図ること。

2 地方創生の推進

少子・高齢化社会の加速化に対応する福祉・医療サービスの充実や地域の防災・減災対策をはじめ様々な行政課題を克服し、将来にわたり活力ある社会と地域の住みよい環境を確保していくためには、地方創生の推進が必要不可欠である。

また、次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定が迫る中、地方創生関連財源の継続的な確保と交通ネットワークなど社会基盤の地域間格差の早期是正が極めて重要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 まち・ひと・しごと創生総合戦略の適切な位置付け

次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たっては、現行の各種交付金事業の枠組みにとどまることなく、地方創生の効果を高めるために必要な交通基盤の強化など社会資本の整備についても適切に位置付けること。

2 新たな技術の登場に伴う社会経済変化への対応等

未来技術（A I、I o T、ロボット技術等）の導入・普及によるS o c i e t y 5.0時代の社会経済の変化を見据え、各地域の事業・ビジネス、生活・学び、社会基盤・空間において期待される具体的変容イメージと実現までのプロセスを明示すること。

とりわけ、生活・雇用環境等に大きな影響力を持つA I（人工知能活用）については、次期総合戦略において、その有効かつ安全な利用に向け、人間中心のA I社会原則の視点を明確に盛り込むこと。

また、スーパーシティ構想の推進において、地方自治体から提案された規制緩和等の提言については、その実現に向けて積極的に取り組むこと。

3 防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金等の所要額等

地方自治体が計画的に社会インフラの老朽化対策に取り組めるよう、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金及び公共施設等適正管理推進事業債等の所要額をはじめ十分な財源を確保すること。

また、将来にわたる老朽化対策の全体像を事業費や財源を含めて明確にし、総合的・計画的に対策の推進を図ること。

4 まち・ひと・しごと創生事業費の拡充・継続

まち・ひと・しごと創生事業費を拡充・継続すること。また、算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村について考慮すること。

5 地方創生推進交付金の総額確保等

地方創生推進交付金については、長期にわたる継続的なものとし、総額の確保を図るとともに、自由度の高い、より使い勝手のよいものとする。また、事業申請に係る手続を簡素化し、速やかに交付決定すること。

6 地方創生拠点整備交付金等の弾力的な運用等

地方創生拠点整備交付金や地方大学・地域産業創生交付金等については、地方の意見等を十分踏まえ、弾力的な運用と積極的な採用を図ること。

7 地方創生を総合的に支援する地方債の創設

地方創生のための魅力ある地域資源を活かした緊要度の高いまちづくりなどを戦略的に推進するため、特別な地方債を創設し、その元利償還金について交付税措置を講じること。

8 政府関係機関の地方移転の早期実現

政府関係機関の地方移転については、国の「政府関係機関移転基本方針」に基づき策定された「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」等に沿って検討及び検証を主体的に進め、早急かつ円滑にその完全実現を図ること。

9 地方への分散を促進する取組の推進

企業や人、物等について、東京一極集中から地方へ分散するよう、企業の地方移転や人の地方への移住等を促進する取組を積極的に推進すること。

3 参議院選挙における合区の解消

二院制を採る我が国において、参議院は、憲法制定以来、一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を届ける役割を果たしてきた。

平成28年7月10日の参議院議員選挙において、人口が少ない県単位の選挙区を統合した初の合区による選挙が実施されたが、合区による選挙は、住民の意思を適切に代表する制度とは言えず、人口のみにより単純に区割りを決定することは、地方の人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正し、地方自治体の活性化を目指した地方創生の流れにも反する。

また、令和元年7月21日投開票の参議院議員選挙では、合区3県で過去最低の投票率を更新するなど、合区に起因した弊害が深刻度を増している。

よって、国においては合区を早急に解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度となるよう強く要望する。

4 多様な人材の市議会への参画促進

地方分権が進み、市議会の役割と責任が増している。また、社会経済の急速な構造変化を背景に、市議会には、多様化する民意の市政への反映と集約が期待されている。

一方、議員の年齢構成、男女割合、職業分布など議会構成の現状が、これからの市議会の使命に沿うものか、疑問を呈する指摘も多い。

若者や女性、サラリーマンなど多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは、多くの市議会の緊要な課題である。

加えて、先の統一地方選挙では、地方議会の無投票当選者の割合が高まるなど、小規模市議会では議員のなり手不足が深刻化している。今後、人口減少の加速により、議員のなり手不足が多くの市の共通問題になり得る懸念も否定できない。

多様な人材の市議会への参画を促す対策は、議員のなり手不足を克服する一助にもなると期待される。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 多様な人材の市議会への参画を促す環境整備

多様な層の住民が議員として地方議会に参画できるよう、次に掲げる事項について、その実現を図ること。

(1) 地方議会議員の位置付けの明確化

議会と長の二元代表制から構成される地方自治の重要性に鑑み、地方議会議員について、住民の代表者としての責務、住民全体の奉仕者としての責務、議会権能を遂行する合議体の構成員としての責務を議員の職責として地方自治法に明記し、議員の位置付けを明確化すること。

(2) サラリーマンが立候補しやすい労働法制の見直し

若者や女性を含む幅広いサラリーマン層から市議会の議員に立候補しやすい、兼業を選択する場合も議員活動ができる環境を整えるため、弾力的な休暇の取得や勤務時間の設定、議員活動のための休職など、労働基準法はじめ労働法制の見直しを行うこと。

(3) 兼業（請負）禁止要件の緩和

議員の兼業禁止に係る「請負」の要件の再整理及び明確化、その他所要の見直しを行い、兼業禁止に係る規定が立候補の過度な規制とならないよう、所要の措置を講じること。

(4) 選挙制度の見直し

統一地方選挙での選挙実施割合が長期的に低下傾向にある中、有権者が地方自治について考え、地方選挙への関心を高め、もって多様な人材の市議会への参画に資するため、長や議員の任期の状況に配慮しつつ、年間の地方選挙をその年の1又は2の特定日に集約する仕組みを検討すること。

併せて、便乗選挙の対象拡大、供託金の引下げについて検討すること。

(5) 育児手当の創設等

子育て世代の若者や女性の議会への参画を促進するため、期末手当のほか、育児手当の支給を可能とすること。

(6) 地方自治教育の推進

教育の中立性の確保に十分配慮しつつ、地方自治とこれを支える地方選挙の重要性を子どもの時代から世代を超えて学習できる教育環境を整備すること。

2 更なる地方議会の権能強化

地方議会の行政監視機能や政策提起機能の充実を図る観点から、以下に掲げる地方議会の権能を拡大すること。

(1) 議長に対する議会招集権の付与

二元代表制の理念に則り、議会が自律的に活動を開始する制度を創設すること。

(2) 条例による契約の締結、財産の取得・処分の議決対象範囲の弾力化

議会の監視機能を強化するため、議決を要する契約に係る種類・金額の要件及び財産の取得・処分に係る面積・金額の要件について、地域の社会経済状況の差異と議決を契約単位とすべきとする最近の判例を踏まえ、政令で定める基準に従い条例で要件を定める現行制度を見直し、各自治体が地域の実情を考慮した基準により条例で要件を定めることができるようにすること。

(3) 予算修正権の制約の解消

議会の政策提案機能を充実させるため、現在、長の予算提案権を侵害してはならないとされている予算修正権の制約を見直し、議会の予算に対する関与を強化すること。

(4) 閉会中の委員会活動の制限の緩和

常時活動している執行機関に対する適切な監視や、突発的な行政問題への迅速な対応に問題があることから、議会が閉会中でも委員会が活動できるよう現行制度の制限を緩和すること。

(5) 議会の招集日の変更

災害が多発する近況に鑑み、大きな災害・事故など議員の応招が極めて困難と認められる客観的理由が明らかにある場合、議会、とりわけ定例会の招集日の変更を可能とする措置を講じること。

(6) 議長に議会費予算執行権を付与すること。

3 今後の市町村議会のあり方

国が検討している「集中専門型議会」と「多数参画型議会」という二つの新たな議会を自主的に選択できる制度については、現場である市町村議会の意見を幅広く、かつ真摯に聴取し、出された意見や指摘を重く受け止め、方針の抜本的な見直しを行うこと。

4 地方選挙における投票時の移動支援に要する経費の全額措置

現在、2分の1が財政措置されている地方選挙における投票時の移動支援に要する経費について、地方に負担を強いることなく選挙人の投票機会を確保するため、国政選挙と同様、全額国費により措置すること。

5 厚生年金への地方議会議員の加入

地方創生の推進とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方議会の果たすべき役割と責任は、ますます重要となる。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる。

一方、今日では、就業者に占めるサラリーマンの割合は約9割にも達し、地方議会議員のなり手もサラリーマンからの転身者が増加している。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、民間会社の社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

6 消防防災体制の充実強化

近年、我が国では、東日本大震災をはじめ、大型台風、集中豪雨、豪雪、竜巻などによる大規模な自然災害が多発し、各地に甚大な被害をもたらしている。

各市町村は、火災や自然災害等から、住民の生命・身体・財産を守るため、総合的な消防防災体制の整備に努めているところであるが、今後発生が危惧される大規模災害に、迅速かつ的確に対応できるよう、更なる消防防災体制の充実強化が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 消防防災施設・設備整備に対する財政措置の充実強化

消防防災体制の充実を図るため、防災拠点施設、消防水利施設、緊急消防援助隊施設等の消防防災施設・設備整備に対する財政措置を充実強化すること。

2 緊急防災・減災事業債の充実強化

緊急防災・減災事業債については、今後も地域の実情や災害態様の多様性に応じた柔軟で幅広い防災・減災事業に活用できるよう、対象事業及び財政措置を充実強化すること。

3 消防防災通信ネットワークの充実強化

消防救急デジタル無線の保守修繕経費は、アナログの同経費と比較すると非常に高額になる傾向があり、各消防本部の消防・救急業務に係る事業費を圧迫しかねないことから、財政措置を充実強化すること。

また、災害時における情報収集・伝達等の役割を担う市町村防災行政無線の整備促進及びデジタル化に伴う維持管理経費に対しても、財政措置を充実強化すること。

4 消防団の充実強化

地域の防災力の強化を図るため、安全対策も含めた装備の充実や装備基準の抜本的見直し、消防団施設の耐震化対策及び消防団員の待遇改善のため、財政措置を充実強化すること。

また、国民に消防団の重要性を理解してもらい、イメージアップを図ることにより、消防団員の入団を促進するため、全国的な啓発活動を充実強化すること。

5 消防広域化事業に対する財政措置の充実強化

「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を踏まえ、消防の広域化の推進に当たっては、引き続き必要な財政措置を充実強化すること。

7 過疎地域の自立促進

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史、文化を有するとともに、国土・自然環境の保全や、森林による地球温暖化の防止などに大きく貢献している。

過疎対策については、昭和45年以来4次にわたり議員立法として制定された過疎法の下、上下水道や道路等の公共施設の整備等に一定の成果を得ている。

このような中、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域においては、依然として人口減少及び少子・高齢化が顕著であり、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど極めて深刻な状況に直面しているため、引き続き過疎地域に対する総合的かつ積極的な支援を行うことが不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 過疎地域に対する財政措置の充実

過疎地域の自立促進に必要な財源である過疎対策事業債及び辺地対策事業債の所要額を確保するとともに、税源の乏しい過疎地域の安定的な財政運営が可能となるよう、地方交付税上特段の措置を講じること。

2 過疎地域への税制上の配慮

過疎地域への企業の進出、既存中小企業の活性化及び農林水産業の振興を推し進めるため、税制等の優遇措置を拡充・強化するとともに、税制の優遇措置に伴う減収分については、地方交付税により補てんすること。

3 現行過疎法の失効に伴う新たな制度の創設

令和3年3月末で失効する現行過疎法後において、過疎地域の持つ多面的・公益的機能を積極的に評価し、国土づくりにおける過疎地域の意義と役割を明記した新たな制度を創設すること。

また、現行過疎法の期限終了後も、過疎市町村が取り組む事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債の制度を維持すること。

なお、新たな過疎対策法における過疎地域の指定については、現行の過疎指定地域を引き続き指定するとともに、人口や財政力のみではなく、多面的な観点から指定を行うこと。

8 合併市町村に対する支援の拡充

平成11年から始まった、いわゆる「平成の大合併」により、全国の市町村数は約半数まで減少し、全国的な市町村合併の推進については、平成22年3月末で一区切りとされたところである。

合併市町村は、これまで様々な行財政改革に取り組んできたところであるが、合併後の新たな行財政需要の増大など多くの課題を抱えていることから、更なる支援措置の充実強化が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

合併市町村に対する財政措置の充実等

- (1) 合併特例債の所要額を確保するとともに、元利償還金の普通交付税算入率を引き上げること。
- (2) 普通交付税の合併算定替終了後においても安定的に行財政運営を行うことができるよう、合併市町村の実態を十分反映した交付税算定を行うこと。
- (3) 今後合併する市町村に対しても、十分な財政措置を講じること。

9 社会保障・税番号制度に係る取組強化

社会保障・税番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものであり、国民の利便性の向上と行政手続きの効率化、社会保障給付の適正化を図り、公平・公正な社会を実現する社会基盤となるものである。

同制度は、平成27年10月から個人番号の通知、平成28年1月からは個人番号カードの交付と制度の運用が開始され、平成29年11月には地方自治体と他の行政機関等との情報連携及びマイナポータルの本格運用が始まったところである。

さらに本年6月には、デジタル・ガバメント閣僚会議において、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針が決定されており、今後とも円滑な制度の運用が求められる。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 制度の運用に係る財政措置の拡充

情報連携及びマイナポータルの本格運用等の制度の運用に係る地方自治体の財政負担に対する支援措置を拡充すること。

2 制度の周知徹底等

国民に対して制度の趣旨、制度の仕組み、効果等について一層の周知徹底を図るとともに、セキュリティ対策に万全を期すこと。

10 基地対策関係予算の確保等

我が国の安全保障政策の推進には、基地の安定使用が前提であり、基地周辺住民の理解と協力が不可欠である。

そのため、基地関係市町村は、基地周辺住民の生活環境の整備や住民福祉の向上等、諸施策の充実に懸命の努力を傾注しているところである。

しかしながら、基地関係市町村の行財政運営は、基地の所在に伴う特殊な財政需要の増大等により、大変厳しい状況にある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 基地交付金・調整交付金の増額確保等

固定資産税の代替的性格及び基地が所在することによる市町村の財政需要を踏まえ交付されている基地交付金・調整交付金の所要額を確保するとともに、基地交付金の対象資産の範囲を自衛隊が使用する全資産に拡大すること。

なお、調整交付金については、基地交付金と同様の性格を有していることから、10%のマイナスシーリングの対象とならないよう基地交付金と同様に義務的経費として取り扱うこと。

2 基地周辺対策経費の所要額確保

基地周辺対策事業については、近年、補助対象施設・範囲の拡大等の適用基準の緩和がなされたが、今後、更に緩和を図るとともに、所要額を確保すること。

特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金は、基地周辺住民の基地に対する更なる理解と協力を得るために重要な施策であり、基地関係市町村は、同交付金を活用しつつ生活環境の整備や住民福祉の向上等に鋭意努力しているものの、基地関係施設の所在に伴う特殊な財政需要の増大等により厳しい財政状況にあることに鑑み、同交付金の所要額を確保すること。

3 米軍機による低空飛行訓練の中止

米軍機による低空飛行訓練により、訓練空域周辺の住民は、耐え難い騒音被害とともに、事故への不安に悩まされるなど、日常生活において様々な悪影響を受けていることから、低空飛行訓練が行われないう、米軍関係当局に対して、更なる働きかけを行うとともに、騒音被害が解消されるまでの間、国が責任を持って防音対策等の予算措置をはじめとした必要な措置を講じること。

11 治安対策の強化等

我が国は、世界で最も安全な国と言われ、いわゆる「安全神話」を国民誰しもが当然に受け止めていた。

しかしながら、近年の犯罪は、国際化、広域化が進むとともに、インターネットを利用した犯罪が増加するなど、複雑・多様化している。

更に、各地で無差別犯罪が続発するとともに、犯罪に占める再犯者の割合が上昇傾向にあるなど、平穏な市民生活への重大な脅威となっている。

また、北朝鮮による拉致事件に関しては、依然として安否不明の拉致被害者問題など、多くの課題が残されている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 治安対策の強化

- (1) 暴力団等による組織犯罪、銃器使用の凶悪犯罪や薬物組織犯罪への取組を強化するとともに、留置場、拘置所など治安関係施設を整備拡充すること。
- (2) 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実、再犯防止推進のための人的・物的基盤を整備するとともに、地方自治体や民間団体等の関係者との連携・協力を図ること。
- (3) 来日外国人犯罪防止の観点から入国管理体制を強化すること。

2 運転免許証自主返納者に対する支援

高齢運転者が、運転免許証を返納しても生活を維持できる環境を整備し、地域における安全な生活を実現するため、各地方自治体が行う運転免許証の自主返納を促進する取組に対し、財政的な支援を行うこと。

3 拉致問題の全容解明と早期解決

北朝鮮による一連の拉致事件は、我が国の国家主権と国民の基本的人権にかかわる重大な問題であることから、事件の全容解明と早期解決に全力で取り組むこと。

12 所有者不明土地対策

我が国では、人口減少・高齢化の進展に伴い、不動産登記等の所有者台帳により所有者が直ちに判明しない、又は判明しても所有者に連絡がつかない所有者不明土地が全国的に急増し、社会問題化している。

平成29年12月の学識経験者や実務者の民間プラットフォームである「所有者不明土地問題研究会」の最終報告書によると、その面積は、平成28年度地籍調査結果からの拡大推計で約410万ヘクタールに及ぶとされ、今後、大量の相続発生により所有者不明土地が一層増加することが見込まれると公表された。

所有者不明土地は、所有者の特定等に多大なコストを要するため、公共事業の推進等において用地確保の妨げとなり、事業全体の遅れの一因となっており、その影響は、災害復興、都市計画、空き家対策、森林整備など公共事業の停滞や土地有効利用の阻害に及んでいる。

現在、国土政策及び土地登記制度において具体的検討が進められているが、地方自治体の喫緊の問題として、抜本的な解決が求められる。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方自治体等が円滑に利活用・管理できる環境の整備

平成30年6月に成立した「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づき、地方自治体等が所有者不明土地をより円滑に利活用、又は適切に管理できるよう、環境整備を行うこと。

2 所有者不明土地に関する情報基盤の整備

所有者不明土地の早期解消のため、個人情報保護に配慮しつつ簡易な手続きにより所有者の探索が行えるよう、土地に関する情報基盤の整備を検討すること。

3 不動産権利に関する登記制度の見直し

所有者不明土地の発生を防止するため、相続及び所有権移転にかかる情報が担保されるよう、不動産の権利に関する登記制度の在り方について早急に検討すること。

13 北方領土返還

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方領土は、我が国固有の領土であり、ロシア連邦共和国からの早期返還の実現は戦後最大の国家的課題であり永年の日本国民の悲願である。

また、日ロ両国が平和条約を締結して安定的な日ロ関係を構築するためには、北方領土問題の早期解決が不可欠である。

これまで日ロ間では様々な合意及び文書に基づき、両国がともに受け入れられる解決策を見出す努力を行うことでは一致しているものの、未だ具体的な進展がない状況である。

一方、ロシアをめぐる国際情勢が複雑化する中、日ロ間の首脳レベルでの対話が活発に重ねられており、平成28年12月の日ロ首脳会談では、北方四島での共同経済活動について議論され、今後も協議を続けることが合意されるなど、北方領土問題の具体的進展に向けた動きが注視される場所である。

このような状況を踏まえ、早期の返還実現に向けて、返還要求運動をより効果的な国民総意の運動へと展開し、北方領土返還要求の正当性を国内外に積極的に訴えていくことが必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 早期返還の実現

北方領土の早期返還を実現するため、断固たる決意と強い意志をもって、対ロ外交交渉を強力に推し進めるとともに、国内世論や国際世論の喚起高揚に向け、国内世論や国際世論の喚起をより一層図るための啓発活動及び青少年に対する北方領土教育の充実、さらには返還要求運動の後継者育成の強化等に取り組むこと。

2 北方領土隣接地域の振興対策等

北方領土問題が未解決であることにより、地域の望ましい発展が阻害されている北方領土隣接地域の疲弊を解消するため、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」等に基づく、北方領土隣接地域の振興対策等を促進すること。

また、北方領土元居住者に対する援護対策を速やかに実施すること。

3 北方四島における共同経済活動の実現

平成28年12月の日ロ首脳会談において協議を開始することで合意された北方四島における共同経済活動の実現にあたっては、北方領土隣接地域のこれまでの歴史的経緯や交流実績、地理的優位性を活かし、北方領土隣接地域と北方四島を「北方四島経済活動特区」として位置付けるとともに、共同経済活動の実現に向けた協議を加速すること。

14 竹島の領有権確立

島根県隠岐郡隠岐の島町に属する竹島は、歴史的事実にも照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土であるにもかかわらず、大韓民国は我が国の主権を無視し、国際社会に向け、領土権を既成事実化しようとしている。

また、竹島周辺水域では、大韓民国の竹島実力支配により、我が国の漁業に関する権利が全く行使できない等の状況が続いている。

平成24年8月、政府は、竹島の領有権問題に対し、国際司法裁判所への日韓両国による共同提訴の提案をはじめ、衆議院及び参議院において、大韓民国大統領の竹島上陸に抗議する旨の決議を行うなどの対応を取ったものの、問題の解決には至っていない。

このような状況の中、問題の解決のためには、大韓民国に対して毅然とした対応をとるとともに、竹島の領有権に関し、国民の関心を高めることが不可欠である。

よって、国においては、竹島の領有権確立に向けて、更なる国内世論の喚起や国際社会へのアピールなどの対策を強化するよう強く要望する。

15 日米地位協定の抜本的な改定及び 在沖米軍基地の負担軽減

在日米軍基地周辺地域においては、戦後70年余が経過した今日においても、米軍機の墜落事故や市街地での騒音、演習による自然環境の破壊、米兵等による事件・事故など、在日米軍基地から派生する諸問題により、周辺地域の住民は、常に恐怖と危険にさらされている。

これまで、在日米軍基地から派生する事件・事故等が発生する度に多くの議会や自治体は、繰り返し嚴重に抗議及び要請し、抜本的解決を求めてきたところであるが、政府は、裁判権の行使に関する運用の見直しなど日米地位協定の運用改善により対応してきた。

しかし、在日米軍基地に起因する諸問題の解決には、日米地位協定の運用改善による対応では限界があり、抜本的改定が必要である。

よって、国においては、在日米軍基地に起因する様々な事件や事故から、国民の生命・財産及び人権を守るため、日米地位協定の抜本的な改定及び沖縄県民の切実な要望に応えるため、在沖米軍基地の負担軽減がなされるよう強く要望する。

16 人権救済制度の確立

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、これまで人権に関する各種の施策が講じられてきたが、今日においても、社会的身分や門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別、子どもや高齢者等に対する虐待などの人権侵害が繰り返されている。

また、近年においては、インターネットを使用したプライバシーの侵害や差別情報の流布など、新たな人権侵害も増加している。

よって、国においては、人権問題の解決に向けて、人権教育及び人権啓発を推進するとともに、実効性のある人権救済制度を確立するよう強く要望する。

地方財政委員会

1 令和2年度地方財政対策

今日の地方自治体においては、急速に進行する人口減少、少子・高齢化に対応した福祉・医療サービスの充実や地域の防災・減災対策をはじめ、活力ある地域社会の実現のための地方創生の推進など、様々な行政課題に対する財政需要は増加の一途にある。

このような中、住民に身近な行政サービスの担い手である地方自治体が、今後も安定的に行政サービスを提供するためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 重点要望事項

- (1) 社会保障関係費の増大や地域の防災・減災対策、地域経済の振興など地域の活性化対策に的確に対応するため、地方税・地方交付税等の一般財源総額を充実確保すること。
その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、その発行を縮小すること。
- (2) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。また、地方の財源不足の補填については、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。
- (3) 地方自治体では不測の事態による税収減や災害等に備えて基金を積み立てており、今後も地方の基金残高の増加を理由とした地方交付税等の削減は行わないこと。
- (4) 公共施設等適正管理推進事業費については、個別施設の維持管理、更新等に係る取組が本格化することから、引き続き十分な財源を確保するとともに、市町村役場機能緊急保全事業など公共施設等適正管理推進事業期間を延長すること。
- (5) いわゆるトップランナー方式を含む地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、条件不利地域等、地域の実情に十分配慮するとともに、住民生活の安心・安全が確保されることを前提とした合理的なものとし、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすること。
また、地方の改革意欲を損ねることのないよう、地方自治体の行財政改革により生み出す財源は地方に確実に還元すること。

2 地方財源の充実確保

- (1) 地方自治体の様々な課題解決に向けて、きめ細かく財政需要を捉え、その財源の充実を図ること。
- (2) 地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。
- (3) 緊急防災・減災事業について、所要額を確保すること。
- (4) 新庁舎整備に係る新たな財政支援制度の創設等、支援の拡充を図ること。
- (5) 地方自治体が行う危険な空き家の除却に対して、更なる財政措置の拡充を図ること。
- (6) 会計年度任用職員制度の導入に向け、新たに発生する地方自治体の財政需要について、財政措置を確実に講じること。

3 合併算定替等

合併市町村に対しては、普通交付税の合併算定替等の財政措置が講じられているところであるが、今後も安定的に行財政運営を行うことができるよう、引き続き合併市町村の実態に即した交付税算定を行うこと。

また、小規模市町村が安定的に財政運営を行えるよう、段階補正を強化すること。

4 「地方共有税」への変更

地方交付税は、地方の固有財源である。このことを明確化するため、「地方交付税」を、国の特別会計に直接繰り入れる「地方共有税」に変更すること。

5 国による確実な財政措置の実施等

景気対策や政策減税等により国が後年度に財源措置するとしている地方債の元利償還金に対する地方交付税措置を確実に履行すること。

また、国の責任において実施されるべき制度創設や制度改正については、事務費を含め全額国費負担とすること。

6 「国と地方の協議の場」の活用

地方財政対策は、「国と地方の協議の場」において十分協議を行った上で決定すること。

2 令和2年度税制改正等

住民に身近な行政サービスの担い手である地方自治体が、今後も安定的に行政サービスを提供するためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 重点要望事項

- (1) 地方財政の財源が大幅に不足している現状に鑑み、今後もきめ細かな行政サービスを安定的に提供していくため、地方税制の拡充強化に努めること。
その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (2) 地方自治体が、社会保障施策をはじめとした行政サービスを今後も安定的に提供するため、消費税・地方消費税10%への引上げについては、令和元年10月に確実にを行うこと。
- (3) 地方法人課税の偏在是正措置については、消費税率・地方消費税10%段階での法人住民税法人税割の更なる交付税原資化及び特別法人事業税・譲与税の創設により生じる財源の全額を地方財政計画に歳出として計上するなど、実効性のある措置とすること。
- (4) 固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であることから、その安定的確保を図ること。また、償却資産に係る固定資産税については、現行制度を堅持すること。なお、平成30年度税制改正において創設された償却資産に対する固定資産税の時限的な特例措置については、今回限りとし、対象範囲の拡大等は断じて行わず、その期限の到来をもって確実に終了すること。
- (5) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村の特有の行政需要に対応するとともに、特に、過疎地域や中山間地域の財政力の脆弱な市町村にとって貴重な税財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (6) 令和元年10月1日から2年9月30日までとされる自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減について、期間の延長は断じて行わないこと。

2 地方税源等の充実確保

- (1) 個人住民税については、その充実確保を図るとともに、政策的な税額控除を導入しないこと。また、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち

合う仕組みとなっていることを踏まえ、制度のあり方を検討すること。

法人住民税均等割についても、広く住民が地域社会の費用を分担するものであることから、税率を見直すなどの充実強化を図ること。

(2) 事業所税は、都市環境の整備を推進するための財源であることから、課税団体の範囲を拡大するとともに、税率を見直すなどの充実強化を図ること。

(3) 基地交付金・調整交付金については、固定資産税の代替的性格及び基地が所在することによる市町村の財政需要を踏まえ交付されていることに鑑み、その所要額を確保すること。また、基地交付金の対象資産の範囲を自衛隊が使用する全資産に拡大すること。

なお、調整交付金については、基地交付金と同様の性格を有していることから、10%のマイナスシーリングの対象とならないよう、基地交付金と同様に義務的経費として取り扱うこと。

(4) 森林環境譲与税については、市町村の使途状況、林業需要等を勘案し、必要に応じ譲与基準など所要の見直しを行うこと。

3 政令指定都市・中核市・施行時特例市に対する税制上の特例措置の充実

政令指定都市については、事務配分に見合った税制上の特例措置を充実させること。

また、中核市・施行時特例市については、事務配分に見合った税制上の特例措置を設けること。

4 非課税等特別措置等の整理合理化

固定資産税等における非課税等特別措置や、地方税収に影響を及ぼすこととなる国税における租税特別措置の整理合理化を推進すること。

5 地方税法の改正時期

地方議会において税条例改正案の審議時間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

3 令和2年度地方債計画

住民生活に関連した社会資本整備を計画的に推進するためには、地方債資金の確保が必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方債資金の確保

地域活性化事業債等の一般単独事業債の所要額を確保すること。

2 公的資金補償金免除繰上償還の再実施

公債費負担の縮減を図るため、公的資金補償金免除繰上償還について、対象となる団体、資金区分、年利等の要件を緩和した上で措置を再度実施すること。

3 合併特例債の制度拡充

合併特例債の所要額を確保するとともに、元利償還金の普通交付税算入率を引き上げること。

なお、消費税率引上げや建築費単価の上昇などにより、所要の事業実施に支障が生じないように、適切な措置を講じること。

4 起債対象事業の拡大等

起債対象事業の拡大や地方債充当率の引上げ、償還期限の延長等を行うこと。

5 地方創生を総合的に支援する地方債の創設

地方創生を総合的に支援する特別な地方債を創設し、その元利償還金について交付税措置を講じること。

6 公共施設等適正管理推進事業債の延長

個別施設の維持管理、更新等に係る取組が本格化することから、令和3年度までとされる公共施設等適正管理推進事業債の期限を延長すること。

4 地方公営企業

交通、病院、水道などの地方公営企業は、人口減少や規制緩和等により、極めて厳しい経営状況に直面している。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 公営企業繰出金等の所要額確保

地方公営企業の経営基盤を強化するため、公営企業繰出金及び公営企業債の所要額を確保すること。

2 地方公営企業に対する財政措置の充実

公営交通及び自治体病院の経営基盤を強化するため、財政措置を充実させること。

また、上・下水道事業の施設整備に対する財政措置を充実させること。

3 地方公営企業の広域化等への支援

地方公営企業の事業統合・再編を含む広域化等の取組に対する支援を強化すること。

5 国庫補助負担金

国庫補助負担金は、地方の自由度を高める観点から、国と地方の役割分担の基本に沿って改革すべきである。

特に、地方自治体の事務として、同化・定着・定型化しているものについては、廃止・一般財源化が必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 国庫補助負担金の廃止等

国庫補助負担金については、国と地方の役割分担に沿って、国が責任を持って負担すべき分野を除いて廃止し、税源移譲すること。

また、国庫補助負担金に係る事務手続きの簡素化を図ること。

2 直轄事業負担金制度の抜本的見直し

国直轄事業負担金については、負担金廃止に向け、国と地方の役割分担の明確化による抜本的見直しを実現すること。

6 多様な人材の市議会への参画促進

若者や女性、サラリーマンなど多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは、多くの市議会の緊要な課題である。

多様な人材の市議会への参画を制度的に促進するため、労働法制の見直し、兼業（請負）禁止要件の緩和、広範多岐な議員活動の実態にふさわしい報酬・福利厚生に係る仕組みの確立などが必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 選挙制度の見直し

統一地方選挙での選挙実施割合が長期的に低下傾向にある。

有権者が地方自治について考え、地方選挙への関心を高め、もって多様な人材の市議会への参画に資するため、一般市の長・議員等に係る税法上の寄付金控除制度の創設について検討すること。

2 小規模市における議員報酬の引上げ等を促進する財政支援

- (1) 小規模市議会の議員は、概して議員報酬の水準が低く、経済的に恵まれた議員は別として、兼業しなければ生計困難に陥りかねない実情にある。

一方、議会の役割が高まるに伴い、小規模市においても議員活動が年々増大、その内容も高度化・専門化し、現実には専業として活動せざるを得ないジレンマに苦悩する議員も多く、議員のなり手不足の一因にもなっている。

このため、住民の理解を得ながら、地域の実情に応じて生計維持が可能な水準まで議員報酬を引き上げることができるよう、小規模市に対する地方財政措置の強化を図ること。

- (2) 小規模市では、一度に議員報酬の大幅な引上げを図ることが現実的には困難な場合が多い。当面、サラリーマンも兼業を前提に議員活動を行わざるを得ない。

このため、サラリーマンとして雇用先と兼業する議員が休暇や休職等により雇用先から賃金カットを受けた場合、収入状況に応じ、収入減の一部を補填する所得損失手当（仮称）の創設を検討すること。

3 育児手当の創設

子育て世代の若者や女性の議会への参画を促進するため、期末手当のほか、育児手当の支給を可能とすること。

4 議会関連諸経費に対する地方財政措置の充実

- (1) 小規模市議会が、地域の実情に応じ、事務局の体制を強化できるよう、小規模市の議会費に対する地方財政措置を強化すること。
- (2) 以下の事項に係る経費を中心に、市の議会費に対する地方財政措置を充実すること。
 - ① 議会内における保育スペースの設置や議会のバリアフリー化など議会関連施設の整備
 - ② 本会議、委員会等のウェブサイト公開、議員に対するタブレット端末の配布（貸与）、議事の自動音声翻訳、その他議会のICT化の推進
 - ③ 議員の調査研究、政策提起能力の涵養に資する研修会の開催、議会図書室の充実（公立図書館、大学図書館等との連携を含む）
 - ④ 地域における子ども議会や女性議会の開催、有識者等との連携、その他市民との双方向のコミュニケーションの強化

社会文教委員会

1 医療保険制度

医療保険制度は、高齢化の急速な進行に伴う医療費の増加等による給付費の増大により極めて厳しい状況にある。こうした中、今後も国民皆保険制度を維持していくためには、医療保険制度を一本化するなど抜本的改革が必要である。

また、抜本的改革の過程においては、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の安定的な運営のため、その運用改善や財政措置などの対策も求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 医療保険制度改革

国民健康保険制度と他の保険制度との負担の公平化を図り、長期的に安定したものとなるよう、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化など抜本的な改革を早期に行うこと。

なお、制度改革に当たっては、地方自治体の意見を十分尊重し、新たな地方負担や保険料（税）負担が生じないように配慮すること。

2 国民健康保険制度

(1) 平成27年度から実施された保険者への財政支援の拡充1,700億円と併せ、28年12月22日社会保障制度改革推進本部決定により確約した毎年約1,700億円の財政支援等について、引き続き国の責任において確実に行うこと。

また、新制度の運用状況を踏まえながら、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、更なる公費拡充の検討も含め、引き続き地方と協議し、必要な見直しを行うこと。

(2) 子どもの医療費助成等の地方単独事業を実施している市町村に対する国庫負担減額調整措置を全面的に廃止するなど、財政支援の充実を図ること。

(3) 低所得者層の負担を緩和するため、保険料（税）軽減制度の更なる拡充を図ること。

(4) 保険者に義務付けられる特定健診、特定保健指導に係る事業費等について、実態に即した基準単価の引上げなど十分な財政措置を講じること。

(5) 保険料（税）の徴収事務の委託に係る経費について、市町村の負担が生じないように、必要な財政措置を講じること。

(6) C型肝炎新薬の影響による医療費増加に対する措置として、特別調整交付金による支援措置を講じること。

- (7) 国民健康保険制度の普通調整交付金が担う地方団体間の所得調整機能については、配分方法等の見直しは行わず、保険者へのインセンティブ機能を担うものとして、平成30年度に創設された「保険者努力支援制度」を有効に活用すること。

3 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療保険料における軽減特例の見直しに当たっては、低所得者に十分配慮した激変緩和措置を講じること。

2 地域医療施策

地域医療は、深刻な医師不足・偏在等により、非常に厳しい状況下に置かれていることから、地域住民が安心して一次医療から三次医療まで必要かつ良質な医療を持続的に受けられる施策を講じることが求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 医師不足・偏在対策等

- (1) 明確な医師需給見通しに基づく医師確保の基本方針を定め、計画的な医師養成を進めること。また、大学医学部入学定員の増員措置を引き続き講じること。
- (2) 地域枠制度をより効果的なものとするため、特に医師が不足している内科、産科、脳神経外科、麻酔科等の医師養成に配慮するとともに、地域の二次医療を支える中核病院に重点を置いた地域枠医師の配置、地域枠医師数の拡大を図ること。
- (3) 新専門医制度の運用に当たっては、医師の地域偏在、診療科偏在を助長するなど地域医療に影響を及ぼすことのないよう、地方の意見を踏まえ適切に対応するとともに、全国均等な専門医の配置など実効性のある医療提供体制の整備を進めること。
- (4) 医師不足が深刻な地域の中小病院において、総合診療医を育成・定着する仕組みを構築すること。また、都道府県の地域医療対策協議会が中小病院への医師派遣を安定的に行えるよう、その取組に対する支援を充実強化すること。
- (5) 臨床研修医の地域への適正配置、充実した臨床研修体制の整備を促進すること。
- (6) 女性医師及び看護職員が仕事と出産・育児を両立できるよう、院内保育所の整備や復職研修の充実、短時間勤務制の導入など、働きやすい職場環境の整備を促進すること。
- (7) 看護師や助産師など医療を支える専門職の確保・養成及び地元への定着等を図るため、養成機関や研修体制の充実及び勤務環境の改善など適切な措置を講じること。
- (8) 地域医療介護総合確保基金について、医療従事者の確保・養成、在宅医療の推進、病床機能分化・連携を図るため、十分な財政措置を講じること。
- (9) 原子力災害の影響等による東北地方の深刻な医師不足の状況に鑑み、当

該自治体が取り組む地域医療の確保・充実のための施策に対し、十分な財政支援措置を講じること。

2 救急医療の充実確保

- (1) 救急医療体制を確保するため、二次救急医療機関において不足する医師を安定的・継続的に派遣するなど実効性のある対策を講じること。
- (2) 軽度な症状でも安易に夜間や休日の救急医療機関を受診する、いわゆる「医療のコンビニ化」が医師の過酷な勤務環境の誘因となるため、医療機関の適切な受診を心掛けるよう広く国民に啓発すること。

3 自治体病院への財政措置等

- (1) 地域医療の中核を担う自治体病院の経営基盤安定のため、特に小児医療、救急医療、精神科医療、へき地医療、高度医療、周産期医療等の不採算部門に対し、地方交付税措置等を拡充強化するとともに、自治体病院による診療体制を強化する支援策を講じること。
- (2) 自治体病院における勤務医の確保のため、勤務実態を踏まえた処遇改善等に係る財政措置等の支援策を講じること。

4 国立病院機構の機能強化等

独立行政法人国立病院機構の各病院について、安易な統合廃止等を行うことはせず、地域の実情に沿った改革を行うこと。

また、民間病院では補えない大規模災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るための災害拠点病院や、災害拠点病院を支援・補完する役割を担う災害医療支援病院として、機能強化及び充実させること。

3 保健衛生施策等

健康で安全・安心な生活を確保するため、薬物乱用防止対策、がん対策のほか、良質な水道水の供給確保など、保健衛生施策の充実が求められている。よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 薬物乱用防止対策

青少年に対し、薬物乱用の危険性についての正しい理解と規範意識の醸成のための薬物乱用防止教育を徹底し、青少年が薬物乱用に巻き込まれないよう、引き続き、未然防止策を強化するとともに、薬物乱用の根絶を図るための施策を推進すること。

2 定期予防接種

定期予防接種について、地方自治体の財政基盤や被接種者の経済状況によらず、すべての対象者が接種できるよう、当該接種費用を全額措置すること。

3 子宮頸がん予防ワクチン接種

- (1) 子宮頸がん予防ワクチンの接種と副反応について、早期にその因果関係を解明し、治療法の確立に向けた取組の更なる推進を図るとともに、医療従事者に対し適切な情報提供を行うこと。
- (2) 予防接種健康被害救済制度の積極的な適用を図るとともに、定期接種以前の被害も含めた子宮頸がん予防ワクチン接種に係る独自の救済制度を創設すること。

4 発達障害が疑われる子どもへの支援

- (1) 発達障害の早期発見・支援を行うための5歳児健診の制度化及び実施に向けた体制整備を図ること。
- (2) 未就学児の療育の質的、時間的な充実を図るため、地域療育センター等の設置を促進すること。
- (3) 発達障害児がクラスに一定数いることを前提として職員配置基準を見直すとともに、財政支援を拡充すること。
- (4) 発達障害に関する国の専門機関を設置し、保護者への啓発を行うとともに、支援及び相談体制を充実すること。

5 水道事業

- (1) 安全で良質な水道水の安定的な供給を確保するため、水道事業への財政措置を充実すること。
- (2) 緊急時給水拠点確保等事業について、採択基準における資本費単価、水道料金等の要件の撤廃又は緩和を講じること。
- (3) 水道管路緊急改善事業について、採択基準における水道料金、給水収益に占める企業債残高等の指標値を撤廃又は緩和するとともに、対象となる水道管の布設経過年数の要件の緩和を講じること。また、配水支管までを交付対象とすること。
- (4) 簡易水道事業と上水道事業の統合による不要財産の処分（解体）に係る繰出基準等を新設するとともに、簡易水道等施設整備費国庫補助（生活基盤近代化事業）に係る採択要件の緩和、補助率等の拡充を図ること。

4 介護保険制度

介護保険制度の保険者である市町村は、利用者の増加等による給付費の増大などにより、厳しい財政運営を強いられている。

今後の超高齢社会に対応し、安定的に制度を運営するためには、市町村における事業実施の状況等を踏まえた制度設計及び各地方自治体への財政支援等の拡充が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 介護サービスの基盤整備

地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、地域医療構想の実現及び地域包括ケアシステムの構築のため、地方自治体の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたり十分な財源を確保すること。

2 介護従事者の確保・養成

- (1) 介護職員処遇改善加算の取得を更に推進するなど、人材確保につなげる
こと。その際には、保険料や地方負担に及ぼす影響について十分配慮する
こと。
- (2) 介護従事者となるための資格取得費用の貸与又は一定額の補助制度を早
期に創設すること。
- (3) 介護従事者のスキルアップ及び円滑な業務遂行のため、研修制度の充実
を図ること。
- (4) 介護従事者の就労環境の整備及び事業所の安定運営のための財政措置な
ど、介護従事者が働きやすい環境づくり、離職しない体制づくりを行うこ
と。

3 財政運営

介護保険の調整交付金は、保険者の責めによらない要因による第1号保険料の水準格差の調整を行うものであることから、その機能を損なうような見直しは行わないこと。また、保険者機能強化推進交付金の財源に調整交付金を使わないこと。

4 居宅介護支援事業所の管理者要件

居宅介護支援事業所の管理者を主任介護支援専門員（主任ケアマネージャー）とする要件に係る経過措置期間について、最低でも6年（令和6年3月末）以上とすること。

5 少子化対策等

我が国においては、長年にわたり合計特殊出生率が低水準にあり、少子化傾向は依然として深刻な状況にある。

少子化の進行に歯止めをかけるためには、誰もが安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに育つことができるような社会的支援と環境整備が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 子ども・子育て施策

- (1) 幼児教育・保育の無償化の実施に当たっては、認可外保育施設の質の確保・向上をはじめとする諸課題について、引き続き地方と十分協議すること。
また、無償化に向けた条例・規則の整備、システム改修、住民や事業者への周知等の準備について、すべての地方自治体が円滑に行えるよう十分配慮するとともに、事務負担の軽減を図ること。
- (2) 保育人材を確保するための総合的対策を講じること。特に、保育士の処遇改善が図られるよう、保育所等の運営に係る委託費等を大幅に引き上げること。
- (3) 保育人材の育成や潜在保育士の掘り起こし等においても、更なる賃金改善とともに、諸帳簿の簡略化、ICTの積極的活用による業務の省力化、魅力ある職場としてのイメージアップ戦略、保育士を目指す人材への奨学金制度の充実等の措置を積極的に講じること。
- (4) 職員配置の改善（1歳児の職員配置を6：1から5：1、4・5歳児の職員配置を30：1から25：1）等に必要な予算の確保を図ること。
- (5) 公定価格における地域区分の設定について、地域の実情に応じた適切なものとなるよう見直すこと。
- (6) 現状の療育支援加算等では障害児等の支援に必要な費用を賄うことが困難なため、受入施設への財政支援等により障害児の受入促進を図ること。
- (7) 在宅で育児をする世帯など多様な保育形態の公平性に配慮し、地域子育て支援拠点事業等への財政措置の充実を図ること。
- (8) 認定こども園の普及・移行に際し必要となる施設整備費や運営費について、十分な措置を講じること。また、移行に伴い自治体の財政負担や事務が増えないよう配慮するとともに、引き続き情報提供に努めること。

- (9) 認可外保育施設の質の確保・向上については、児童福祉法に基づく指導監督を徹底するための支援や認可保育施設への移行を進めるための技術的・財政的支援など所要の措置を講じること。

あわせて、国において認可外保育施設等の実態を正確に把握するとともに、市町村と都道府県が認可外保育施設等の情報を速やかに共有するための仕組みを構築すること。

2 保育所の待機児童解消

- (1) 令和2年度末までに待機児童を解消するための「子育て安心プラン」の前倒し等に必要な財源については、国の責任において確保すること。
- (2) 待機児童数が多い地方自治体のうち、特に財政力の低い自治体に対し、緊急的な保育士等確保のための特段の財政支援を行うこと。
- (3) 待機児童解消に向けた施設整備を更に加速するため、「保育所等整備交付金」「保育対策総合支援事業費補助金」等の施設整備に係る補助率の嵩上げ措置を継続すること。
- (4) 三大都市圏の一部に限り待機児童解消までの一時的措置として認められている居室面積基準の特例を、全市町村へ拡大すること。
- (5) 仕事と家庭を両立できる環境づくりを進めるため、更なる育児休業期間の拡大、育児休業時の経済的支援及び企業への啓発等により育児休業の取得率の向上を図るなど、待機児童解消につながる対策を講じること。
- (6) 待機児童であることを証明する「保育所入所保留通知書」の取得がなくても、保護者の希望に応じて、子どもが2歳になるまで育児休業の取得延長及び育児休業給付金の受給が可能となる制度とすること。

3 放課後児童対策

放課後児童クラブについて、「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる令和3年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図るとの目標を達成するため、安定的財源を確保すること。

また、放課後児童支援員の確保に向けた処遇改善の補助の拡充や補助要件の緩和など、対策の充実・強化を図ること。

4 児童虐待防止対策

- (1) 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」及び改正児童福祉法等に基づく児童相談所や市町村の体制整備に必要なかつ十分な財政措置、専門的人材の確保・育成に対する支援の充実を図ること。
- (2) 児童養護施設等について、「社会的養護の課題と将来像」に掲げられた職員配置基準の引上げ以外の項目を実現するとともに、職員配置基準に係る

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の改正を行う際は、一定の経過措置を講じるよう配慮すること。

5 不妊治療への財政措置

不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、同治療に対する助成制度の拡充を図ること。

6 子ども医療費助成制度

子どもの医療費助成の対象を少なくとも未就学児までとするなど、地域間格差が生じることのないよう全国一律の制度を創設すること。

7 子どもの貧困対策

- (1) 「子供の貧困対策に関する大綱」の見直しに当たっては、子どもの貧困対策と自立支援を総合的に推進するため、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等について、地方と一体となって必要な支援を加速・充実すること。
- (2) 貧困の世代間連鎖を断ち切るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付限度額の引上げなど、ひとり親家庭への支援策を拡充すること。
また、児童養護施設等の小規模・地域分散化に要する施設整備への財政支援や、地域子供の未来応援交付金の予算拡充と対象事業の拡大による地方独自の取組への支援を図ること。
- (3) 生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習援助事業について、国の補助割合を拡充すること。

6 社会福祉施策

すべての人々が安心して社会生活を営んでいくためには、障害者施策、認知症対策、生活保護制度及び年金制度など社会福祉施策の着実な推進と実務を担う地方自治体への財政支援が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 障害者施策

障害者総合支援法における自立支援給付のうち訪問系サービスに係る国庫負担基準は、市町村のサービス支給実態を反映しておらず、市町村に財政負担を強いていることから、国庫負担基準を撤廃するとともに、市町村が支弁した額の2分の1を国が負担するよう財政措置を講じること。

2 認知症施策

- (1) 国や地方自治体をはじめ、企業、地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。
- (2) 認知症の疑いのある人や診断直後に生じる空白期間（支援体制ができるまでの期間）については、本人が必要とする支援や情報につながるができるよう、認知症サポーターの活用等による支援体制の構築を図ること。
- (3) 若年性認知症の支援について、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制の充実を図るとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。
- (4) 認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通し、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応方法の確立・普及など認知症施策の推進に取り組むこと。

また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたりハビリや介護方法に関する研究を進めること。

3 生活保護制度

- (1) 生活保護に係る経費について、国標準の査察指導員及び福祉事務所現業員（ケースワーカー）の配置に係る人件費等を含め全額国庫負担とするこ

と。

- (2) 高齢者層を生活保護から分離し、年金制度と整合した生活保障制度を新設すること。また、生活保護との整合性を持たせるため、年金など社会保障制度や最低賃金制度等を見直すこと。
- (3) 不正受給を防止するため、実施機関の調査権の強化や現物給付への転換等を図ること。
- (4) 医療扶助等（介護扶助、施術を含む）の適正化に向け、過剰な医療行為を審査・制限する仕組みや基準の設置、一部自己負担の導入、不正行為に対する罰則強化等の対策を講じること。
- (5) 各種生活支援サービスを提供している民間住宅に居住する高齢の生活保護受給者が適切にサービスを受けられるよう、必要な措置を講じること。

4 年金制度の運用

正しい年金記録に基づき適切な給付が行われるよう、情報管理の徹底を図ること。また、未加入・未納者の解消を図るため、各種対策を一層強化すること。

5 骨髄移植ドナーへの支援

- (1) 事業主向けに策定した労働時間等見直しガイドラインにおいて、ドナー休暇制度を明示するなど企業等の取組を促進すること。
- (2) ドナー休暇を制度化するとともに、ドナーが骨髄等の提供に伴う入院、通院、打合せ等のために休業する場合の補償制度を創設すること。

6 医療的ケア児への支援

- (1) 医療的ケア児支援の先進事例を集積し、保育・学校現場等での運用に資する積極的な情報提供を行うこと。
- (2) 地方自治体等が保育・学校・通所支援等の現場で医療的ケア児を受け入れる際の課題について、必要な措置を講じることができるよう財政支援を行うこと。
- (3) 医療的ケア児支援のための人材確保・育成のため、更なる予算措置の拡充など必要な措置を実施すること。
- (4) 医療的ケア児を受入可能な児童発達支援事業や放課後デイサービス等の事業所の増加など、社会資源不足の解消に向けた財政支援を拡充すること。
- (5) 居宅訪問型の一時保育制度や居宅で宿泊を伴うケアが可能となる制度を創設するなど、医療的ケア児支援策の拡充に向け、具体的な施策や制度改正を早期に検討し実施すること。

7 民生委員・児童委員の活動環境の整備

民生委員・児童委員が活動しやすい環境を整備するため、なり手不足対策として企業等への働きかけを強化するとともに、地域支援者間における個人情報共有に係るガイドラインの構築や民生委員活動費等の見直しを図ること。

7 雇用対策等

我が国の雇用情勢は、昨今の景気回復基調により持ち直しの動きが続いており、完全失業率は低下しつつあるものの、依然として厳しい状況にあることから、地域雇用対策や若年者雇用対策の、より一層の充実が求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地域雇用対策

地域住民の雇用の場を確保し、その安定を図るとともに、能力開発・再就職支援対策等を強化すること。また、地方自治体の実施する雇用安定・創出の取組に対する支援を充実すること。

2 雇用環境改善・女性活躍推進

- (1) 若者や女性等がより働きやすい環境を整備するため、正規雇用の拡大や非正規雇用労働者の正規雇用への転換の促進など、地方における雇用環境の改善に資する制度の充実を図ること。
- (2) 女性の管理職登用・職域拡大、女性リーダーの育成を図るなど、女性就業率や指導的地位に占める女性の割合を着実に高める施策を講じること。
- (3) 女性が出産・育児や介護を理由に退職することのないよう、仕事と家庭の両立支援策の推進や貧困等困難を抱えた女性が安心して暮らせる環境整備など、女性の活躍に資する政策の強化を図ること。

3 サラリーマンが立候補しやすい労働法制の見直し

若者や女性を含む幅広いサラリーマン層から地方議会議員に立候補しやすく、兼業する場合も議員活動ができるよう、弾力的な休暇の取得や勤務時間の設定、議員活動のための休職など、労働基準法をはじめ労働法制の見直しを行うこと。

4 厚生年金制度への地方議会議員の加入

サラリーマン等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後の生活や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境を整備するため、厚生年金へ地方議会議員が加入できる法整備を図ること。

8 環境保全施策

環境・生態系を保全し、循環型社会への転換を図るため、地球温暖化対策、廃棄物処理対策、リサイクル対策等の施策が国と地方の連携の下に推進されている。これら施策の実務を担う地方自治体の役割は大きく、その円滑な運営には、各種施策の改善と適切な財政支援が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地球温暖化対策

温室効果ガスの大幅削減に向け、地方自治体が行う再生可能エネルギーの普及とエネルギーの効率的利用を促す取組への支援を拡充強化するとともに、複数の地方自治体が共通目標を掲げ、その達成のために連携して取り組む各種施策の推進に必要な支援を行うこと。

2 廃棄物処理対策

廃棄物処理・リサイクル施設の整備に対する財政措置を拡充すること。また、廃棄物処理施設の解体等に対し、適切な財政措置を講じること。

3 リサイクル対策

- (1) 容器包装リサイクル制度について、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任を強化すること。また、リターナブル容器等の普及拡大、デポジット制度の導入促進等により、廃棄物の発生抑制を図ること。
- (2) 不法投棄家電製品のリサイクル費用等について、地方自治体の負担とならないよう対策を講じること。また、家電製品の不法投棄を未然に防止するため、リサイクル費用のデポジット制度の実施など実効性のある施策を講じること。

4 海岸漂着物対策

地方自治体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、引き続き財政措置を講じること。

5 アスベスト対策

建築物解体時等におけるアスベスト粉塵の飛散防止の徹底、不適正処理対策の強化等を着実に行うこと。

また、学校、医療機関など公共施設のアスベスト対策について、所要の財政措置を講じること。

6 皮革排水処理への支援

皮革排水処理に対する抜本的な支援制度を創設すること。

7 放射性物質モニタリング

海域及び水環境のモニタリングについて、対象範囲を適切に設定し、定期的かつ継続的な実施を図ること。

9 文教施策

各地方自治体においては、独自の財源による少人数学級や特区制度の活用など様々な施策を展開しているが、子どもたちの豊かな人間性や創造性を育む教育を推進するためには、文教施策の更なる充実強化を図ることが不可欠である。よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 教職員の人材確保と働き方改革

- (1) 特別な配慮を必要とする児童生徒の増加、新学習指導要領の円滑な実施、教職員の働き方改革など山積する様々な課題に対処できるよう、教職員定数を長期的な視点から安定的に確保するとともに、加配定数の一層の拡充や財源の充実確保を図ること。
- (2) 学校と地域の連携や教諭の授業をサポートするアシスタントを増員すること。

2 学校のICT環境整備

- (1) ICTの活用等による学校業務の効率化や事務の精選、勤務時間の適正な管理を行うこと。
- (2) 通信環境の整備はもとより、備品購入に係る経費やICT支援員の確保、各システムやソフトウェアの導入の経費等について、地域の実態に即した財政支援措置を講じること。

3 小学校外国語教育の整備

A L T（外国語指導助手）又は外国語専任講師の1校1人の配置が可能となるよう財政支援措置を講じること。

4 少人数教育の推進

定数改善計画の早期策定・実施、小学校第2学年から中学校第3学年までの学級編制基準の35人への引下げ等により、地域や学校の実情に応じたきめ細かな少人数教育を更に推進すること。

5 特別支援教育

- (1) 特別支援教育の実施について、必要な教職員等の確保や研修等の施策を充実し、十分な財政措置を講じるとともに、継続的な支援員を確保し配置

できるよう、支援員派遣事業の補助制度を創設すること。

- (2) 特別支援学級の学級編制基準について、知的障害児学級は5人、自閉症・情緒障害児学級は3人に引き下げるなど充実を図ること。

6 いじめ防止対策

- (1) いじめ防止対策推進法に基づき学校に設置されるいじめ防止対策のための組織について、心理や福祉に関する専門的知識及び豊富な経験を有する者の派遣に対する財政支援措置等を講じること。
- (2) 子どもの立場に立ったスクールカウンセラーの在り方について、地方自治体と協議を行うこと。
- (3) 養護教諭の大規模校常勤複数体制の確立を図ること。

7 学校施設の耐震化・老朽化対策等

学校施設の耐震化や老朽化対策、防災機能強化等に対する学校施設環境改善交付金対象事業に必要な財源を確保すること。

また、学校施設環境改善交付金交付要綱に定める対象工事費の下限額を緩和するとともに、既存施設の延命化を図るための一部改造や小規模な改造についても対象事業とするなど、交付基準の緩和、対象事業費・対象施設の拡大を図ること。

8 学校施設における空調設備設置

- (1) 学習環境の早急な改善が図られるよう、学校施設への空調設備設置の促進に向けた十分な財政措置を講じるとともに、各地方自治体において必要となる光熱費が確実に措置されるよう、財政支援を拡充すること。
- (2) クラブ活動や地域の諸行事のほか災害時に避難所として使用される小中学校の体育館への空調設備設置に対する財政支援を検討すること。

9 食物アレルギー事故防止対策

学校等における食物アレルギー事故防止に向けた取組に対し、技術的・財政的な支援及び関係法令の整備など十分な措置を講じること。

10 栄養教諭・学校栄養職員

食物アレルギーなど個人の課題にも対応したきめ細かな給食を実施するとともに、更なる食育の充実を図るため、栄養教諭・学校栄養職員の配置基準を早急に見直すこと。

11 2020年東京オリンピック・パラリンピック

- (1) 各国代表選手の事前合宿の誘致、観光プログラムの実施等を通じて、日本全国に東京大会開催の効果が波及するよう努めること。
- (2) 大会開催を契機にスポーツの持つ多様な効果を活用し、子どもから高齢者まで健康で生きがいの持てる社会を構築できるよう、特に地方自治体が進めるスポーツを活用したまちづくりや地域づくりに対し支援を行うこと。
- (3) 関連施設へのアクセス強化に向けた交通・通信インフラ整備、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー環境整備の促進を図ること。
- (4) 大会を活用した地方の魅力発信と活力創出のため、全国各地の総合文化祭を文化プログラムに位置付けること。
- (5) 大会開催は、日本の文化を今以上に世界へ発信する好機であり、その際に日本文化の源流といえる縄文文化を発信することは、歴史的観点からも大きな意義があることから、火焰型土器の聖火台への採用をはじめ、縄文の先人達の息吹を伝える土偶などの遺物を各種の造形に活用すること。

12 ワールドマスターズゲームズ2021関西

- (1) 国による準備段階も含めた積極的な財政支援を行うこと。
- (2) ラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピックとの一体的な広報活動の展開、地方自治体による市民参加の促進や交流イベントなど、本大会の機運醸成に向けた取組への支援を行うこと。

産業経済委員会

1 農業振興対策

我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化の進行、耕作放棄地の増加、輸入農産物の増大など極めて厳しい現状にあるとともに、食料自給率は先進国中最低の水準となっている。

こうした中、農業地域の振興等により農業の持続的な発展を図り、我が国の農業を再生することで、食料供給機能を向上させることが喫緊の課題である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 農業農村整備事業関連予算の安定的確保について

将来にわたる農業・農村の持続的な発展を図るため、農業農村整備事業予算を長期的かつ安定的に確保すること。

2 経営所得安定対策の充実強化について

農業者の経営安定を図るため、経営所得安定対策について必要財源を確保するとともに、一層の拡充を図ること。

3 農村地域防災減災事業の推進について

農村地域の安全・安心の確保のための農村地域防災減災事業の推進を図ること。

特に、防災重点ため池の早期改修に要する財政措置とともに、補助率かさ上げ等の財政支援を拡充すること。

4 農業の持続的な発展に関する施策の推進について

- (1) 老朽化した農業用施設の早急な機能回復が急務となっている中、補修や更新等による施設の長寿命化対策を進めるため、多面的機能支払交付金等の予算を十分に確保すること。
- (2) 農業生産条件の不利な農山村の振興・活性化を図るため、中山間地域等直接支払制度を一層充実すること。
- (3) 農業に重要な役割を占めている女性・高齢者の能力を充分発揮できる環境整備を促進すること。
- (4) 耕作放棄地や荒廃農地の発生防止・解消に資する施策を積極的に推進するとともに、担い手への農地の集積・集約化の促進と生活基盤の効率的な整備の推進を図ること。

5 食料自給率向上、国産農産物の消費拡大に資する施策の推進について

- (1) 水田を最大限に有効活用した米粉・飼料用米、麦、大豆等の作付拡大支援など食料自給率向上施策に関し、十分な財源を確保すること。
- (2) 「日本型食生活」の維持、食料自給率向上等のため、外国への輸出を含む米の消費拡大に資する施策を積極的に推進すること。
- (3) 学校や病院、高齢者施設など公共施設で供される給食等において、地域の農産物の積極的な利用を促す施策を展開すること。

6 畜産・酪農等の経営安定対策の充実強化について

- (1) 畜産業振興策の強化及び畜産農家の保護・育成並びに所得の向上に資する施策を充実すること。
また、畜産・酪農経営の安定と発展に資するため、畜産・酪農経営安定対策の充実強化を図ること。
- (2) 患畜が相次いで確認されている豚コレラをはじめ、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の家畜伝染病の侵入・まん延を防止するため、防疫・危機管理体制を強化するとともに、被害を受けた畜産農家等に対する経営支援策を充実すること。

2 林業振興対策

我が国の林業は、木材価格の低迷やコストの増大等による採算性の悪化、林業従事者の減少等による維持・管理が困難な森林の増加により、極めて厳しい状況に置かれている。

また、森林の荒廃等が進む中において、集中豪雨など自然災害により市民の生命・財産が失われる事態が生じている。

森林は、国土の保全、水源のかん養、林産物の生産はもとより、地球温暖化防止効果など多面的機能を持った重要な資産であり、その機能を持続的に発揮させるためには、林業の健全な発展を図ることが不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 林業発展のための施策について

- (1) 森林・林業基本計画に掲げる施策の具体化を図るため、必要な予算の確保を図ること。
- (2) 森林が有する多面的機能の維持管理に対する支援、林産物の供給体制等の支援、木材利用の促進、その他林業振興のための施策を推進すること。

2 森林経営管理法の円滑な施行に係る支援について

森林経営管理制度に係る市町村の体制強化に向け、林務担当者の育成・確保を図る仕組みを確立するとともに、森林所有者の確定・境界の明確化などを行うこと。

3 森林整備の拡充について

条件不利地域など適正な整備が進まない森林については、水源林造成事業等により、積極的な整備の拡充を図ること。

4 森林整備による防災・減災対策の推進について

災害に強い国土を形成するために治山事業及び森林整備事業を更に強力で推進すること。

3 水産業振興対策

我が国の水産業は、漁場環境や資源状況の悪化による漁獲量の減少、担い手の不足、国民の魚離れの進行などにより、極めて厳しい状況にある。

このような状況の下で、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図るためには、水産施策のより一層の推進が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 漁業者に対する経営支援策等の強化について

水産物の安定的な確保に必要な漁船漁業の維持・発展のため、漁業者に対する融資・信用保証などの経営支援策を強化するとともに、新規漁船建造の際の支援制度を拡充すること。

2 水産資源の維持等のための施策の推進について

- (1) 適切な魚種の維持と漁業経営の安定化を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者に対する支援である資源管理・漁業収入安定対策等の拡充強化を図ること。
- (2) 沿岸漁業の振興及び小規模漁業者の所得向上に資する施策の充実に努めるとともに、資源管理型漁業の推進、種苗放流等の支援策の充実等による栽培漁業の振興を図りながら、水産業振興のための支援策を強化すること。

3 海洋ごみ対策について

海洋プラスチックなど海洋ごみ対策は、海洋生態系の保全や水産業の振興等に不可欠であることから、漁場機能の維持・回復等に向け、漁業者等が行う海洋ごみの回収・処理、水産都市の漂流・漂着・海洋ごみ対策への財政措置を拡充すること。

4 農林水産業共通対策

農林水産業は、食料の供給や、国土・自然環境の保全など、国民の生活に欠かせない重要な役割を担っている。

しかしながら、我が国の農林水産業は、従事者の減少等により生産活動が低下し、耕作放棄地や荒廃農地の増加、森林や漁場の荒廃等が進行している。

農林水産業の振興は、食料自給体制等の維持・向上に不可欠であるとともに、地域活性化の要でもあることから、その持続的かつ健全な発展を図るための課題の解決に向けた対策を講じることが必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 農林水産業の持続的な経営維持・発展対策について

- (1) 農林水産業について、持続的な経営維持・発展のために万全な対策を講じるとともに、地域の実情に即した施策の確立と十分な財源の確保を行うこと。
- (2) 新たな市場や付加価値を創出し、農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、地域の農林水産物や資源を活用した、農山漁村における6次産業化や農商工連携への取組に対し、十分な予算を確保し、着実な実施を図ること。

2 担い手の育成・確保について

農林水産業の持続的かつ健全な発展のため、担い手の育成・確保対策を推進すること。

3 野生鳥獣等による農林水産物被害防止対策の充実強化について

- (1) 野生鳥獣による農林水産物被害を防止するため、鳥獣被害防止対策の一層の拡充を図るとともに、地方自治体が行う地域の実情に応じた鳥獣被害防止施策に対する財政支援を充実すること。
- (2) 鳥獣被害防止総合対策推進交付金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の継続と拡充、処理加工施設等の補助拡充など、鳥獣被害防止対策を強化するとともに、ジビエ利用の拡大を推進すること。
- (3) 個体数管理、生息環境管理及び被害防止対策を一層推進し、安全かつ効率的・効果的な対策を講じること。

- (4) 漁業経営に深刻な影響を及ぼすトドや大型クラゲなど有害生物に対する漁業被害防止対策を強化すること。

4 原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制の緩和・撤廃について

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域政府による水産物や農産品等の輸入規制は、日本政府の働きかけにより緩和・撤廃されつつあるものの、輸入規制を継続して措置している国・地域もあることから、風評被害を防ぐとともに、被災地産品の海外輸出促進に向け、我が国産品の安全確保に対する措置の情報を各国・地域政府、報道機関、国民へ迅速かつ正確に提供するなど、規制の緩和・撤廃に向けた取組をより一層強化すること。

5 燃油、飼料、肥料等に関する価格と供給の安定対策について

農林水産業における生産に必要な資材（燃油、飼料、肥料等）について価格と供給の安定対策を一層強化すること。

5 食の安全及び消費者の信頼確保対策

食の安全確保は、国民の健康な生活の基礎をなす重要事項であるが、食の安全に対する国民の不安が広がっていることから、不正を見逃さない監視体制や安全管理・衛生管理体制の強化など、消費者の信頼を得るための取組がより一層求められている。

また、消費者を取り巻く環境は、高齢化の進行、高度情報社会の進展など大きく変化してきており、社会的弱者を狙った悪質商法や食品表示の偽装等による被害は跡を絶たず、消費者の安心・安全を確保するための施策の更なる推進が必要となっている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 食の安全性確保への取組について

食に対する消費者の信頼を確保するため、生産履歴管理（トレーサビリティシステム）、農業生産工程管理（GAP）、危害要因分析・重要管理点（HACCP）などの普及促進の支援を図ることにより、産地から食卓までの食の安全性を高めること。

2 輸入食材等の安全確保について

輸入食材等の安全性に関しては、一層の監視及び検査体制の充実強化を図るとともに、消費者・販売者等への情報提供を迅速かつ適切に行うこと。

3 消費者安心・安全確保対策の推進について

消費者の利益の擁護及び増進、消費者による自主的かつ合理的な商品及びサービスの選択の確保、消費生活に密接に関連する物資の表示など、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向け、必要な財政支援措置の更なる拡充を図ること。

6 中小企業振興対策等

現在の我が国経済は、長期にわたる回復を持続させており、GDPは名目・実質とも過去最大規模に達し、全国的に景況感が改善する中で、地域間のばらつきも小さくなっている。

しかしながら、中国経済の減速等を背景に輸出や生産が弱含んでおり、先行きに対する不安感も否めない。このような状況の下、地域に密着した中小企業の業績等の安定を図るためには、中小企業施策のより一層の推進が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 中小企業への支援について

- (1) 金融セーフティネットの拡充を図るとともに、中小企業の資金繰りに支障を来たさないよう一層の対策を講じること。
- (2) 環境、健康、医療など新たな成長分野で事業に取り組む中小企業を支援するため、積極的な投資資金の提供をはじめとする経営支援強化など、中小企業の成長支援策を拡充すること。

2 地域資源の活用促進について

- (1) 地域資源の活用や中小企業者と農林水産業者の連携による「ふるさと名物応援事業」等は、地域活性化の観点からも有効な施策であることから一層の拡充を図ること。
- (2) 地域団体商標制度（地域ブランド）の活用促進を図ること。

3 地域商業の振興について

活力ある地域コミュニティを担う商店街等の振興のため、地域・まちなか商業活性化支援事業などの拡充強化を図ること。

4 下請け中小企業の保護について

大企業・親事業者が下請け等の事業者へ、一方的に価格などについて、しわ寄せをすることがないように、適切な措置を講じること。

7 資源・エネルギー対策

我が国のエネルギー政策は、東日本大震災に伴って発生した深刻な原子力災害を踏まえた上で、国民の安全・安心や環境の保全、我が国経済の持続的発展を前提とした、安定的な供給を第一に考える必要がある。

エネルギー資源に乏しい一方で、資源消費大国である我が国においてエネルギー供給上のリスクに対応していくためには、エネルギー利用効率の向上、エネルギー源の多様化・分散化などの取組が不可欠となっている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 原子力発電の安全確保等について

- (1) 原子力発電の万全な安全確保のため、原子力技術者及び研究者の養成確保に努めること。
また、放射性廃棄物の環境負荷低減の研究開発を着実に進めること。
- (2) 原子力事業者に対し、徹底した情報公開など指導・監督を強化すること。

2 再生可能エネルギー関連施策の推進について

- (1) 太陽光や風力、水力、バイオマス、地熱発電等の総合的な再生可能エネルギーの研究・開発に積極的に取り組むこと。
また、発電施設の設置・建設について支援措置の充実を図り、安全で安定的な電力供給対策を実施すること。
- (2) 農山漁村における再生可能エネルギーを利用した発電は、地元での使用はもとより、売電収益を地域発展に活用することも可能であることから、「循環資源活用支援事業」などによる支援策の拡充強化を図ること。
- (3) 公共施設等における再生可能エネルギー発電施設の導入を促進する事業の充実強化を図ること。
- (4) 再生可能エネルギー発電施設建設に関し、住民への事前の事業説明や環境調査の実施について事業者には義務付けることを含め、地元住民の合意形成を担保するほか、無秩序な開発等については罰則規定を盛り込むなど一定の規制をかけるための法整備を早急に図ること。
- (5) 省エネルギー対策を実施する中小企業に対し、省エネルギー機器の購入など、省エネルギー設備投資への財政支援を強化すること。

3 エネルギー源の多様化について

炭層メタンガス採取や石炭地下ガス化等、石炭利用を図ること。

4 採石法の充実強化について

採石業者の登録、岩石の採取計画の認可等を規定する採石法について、採石業者に環境や自然生態系の保全に向けて更に厳密な採取計画の提出を義務付けるとともに、同法に違反した場合の罰則規定を新たに加えるなど、法整備を行うこと。

8 地域経済対策

我が国の景気は、輸出や生産の一部に弱さが続いているが、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復基調が続いている。ただし、米国と中国の通商問題が世界経済に与える影響など、景気の先行きに対する不透明感も見られる。

このような状況の下で、活力ある地域経済基盤を確立するためには、より一層の地域経済対策の推進が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地域経済の活性化のための経済対策の推進について

地域経済の活性化に十分配慮した、総合的かつ積極的な実効性のある経済対策を講じること。また、地方の中小企業等の生産性向上や国内外の販路開拓等に対する支援の充実を図ること。

2 TPP等関連施策の実施と予算措置について

- (1) 日EU・EPAやTPP11などの発効に伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証し、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、万全な対策を講じること。
- (2) 「日米物品貿易協定（TAG）」については、交渉の帰趨いかんでは、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえ、厳しい姿勢をもって対応すること。
- (3) 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に掲げる施策を、各地域の農林水産業・農山漁村の実情を踏まえながら着実に実施するとともに、十分な予算措置を講じること。

建設運輸委員会

1 自然災害対策の推進

我が国は、自然的・地理的条件から地震、津波、台風、豪雨、火山噴火などによる災害が発生しやすい国土となっており、近年においても各地で豪雨災害や大規模地震等が発生し、甚大な被害をもたらしている。

地方自治体は、こうした自然災害に備え、様々な対策を講じているが、住民の生命、身体及び財産を守るためには、自然災害対策の更なる充実強化が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 治山・治水対策の推進

- (1) 近年の豪雨による水害や土砂災害の頻発・激甚化を踏まえた治山・治水対策について一層の充実強化を図ること。
- (2) 土砂災害防止法及び急傾斜地法に規定されている各施策の一層の強化を図るとともに、土砂災害警戒区域等の指定促進に向けた財政・技術的支援を講じること。
また、深層崩壊の発生素因となる地質研究等も含め、詳細な調査を行い、その対策を講じること。
- (3) 砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備促進を図るとともに、その整備に当たっては、砂防等に関する調査、計画や維持管理を実施するために必要な技術基準の改定等により頻発・激甚化する土砂災害に耐え得るよう配慮すること。
- (4) 近年の河川災害の特徴及び利水・流域環境整備の視点を踏まえ、河川整備基本方針及び河川整備計画の変更を行うとともに、計画に沿った河川整備をより一層推進すること。また、整備計画未策定の河川については、早期に計画を策定すること。
- (5) 河道掘削や拡幅、調整池の設置など、治水機能を向上させる河川改修事業の計画的かつ着実な実施に対する支援措置の充実強化を図ること。
- (6) 準用河川改修事業をより一層促進するための、防災・安全交付金の所要額を確保すること。
- (7) 土砂撤去や樹木伐採による河川の適正な維持管理を支援すること。
- (8) 集中豪雨により都市部を中心に発生する河川氾濫や急激な増水による建物、地下街への浸水などの被害を防止・軽減するため、内水排除のための河川工事、都市下水路の整備のほか、雨水貯留浸透施設の整備等を促進す

ること。

- (9) 局所的な豪雪の増加に備えた、地方自治体が実施する雪害対策について十分な財政措置を講じること。

2 地震・津波対策等の推進

- (1) 地方自治体において策定する国土強靱化地域計画については、国において支援制度の拡充を行い、策定の推進を図ること。

また、地域計画を策定した地方自治体や広域連携が取り組む事業に対し、交付金・補助金等の一層の拡充を図ること。

- (2) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画等に基づく大規模地震に対する防災・減災対策の取組を地域の実情に応じて着実に推進すること。
- (3) 南海トラフ地震対策特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に規定されている集団移転促進事業の採択要件の緩和及び国庫補助の引上げを行うこと。

また、事前復興対策としての高台移転用地開発と医療機関や福祉施設等の高台先行移転を促進する助成制度を創設すること。

- (4) 被災者支援備蓄物資や備蓄倉庫整備など防災関連事業に対する財政支援策の充実強化を図ること。
- (5) 津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画に盛り込まれる津波防護施設、海岸保全施設等の施設整備のほか、ハザードマップ作成など各事業への支援制度の充実強化を図ること。
- (6) 地震のみならず豪雨災害対応の中心的施設となる庁舎や、学校施設を含む避難施設等の建設及び耐震補強については、緊急防災・減災事業債の拡充などにより地方自治体が行う防災・減災対策の財源を十分に確保すること。
- (7) 住宅・建築物安全ストック形成事業について、木造住宅をはじめとする耐震改修に要する経費の地方負担に対する交付税率の引上げ措置を令和3年度以降も継続すること。
- (8) 避難路沿道建築物や大規模建築物の耐震改修等を補助する耐震対策緊急促進事業の拡充強化を図ること。
また、同事業を実施するために必要な技術力の確保に関する取組の充実強化を図ること。
- (9) 近年の地震被害を踏まえ、昭和56年6月1日以降に着工した家屋についても補助対象とするなど現行の耐震基準の早期見直しを行うこと。
- (10) 通学路、避難路等の安全確保のため、現行法令に適合しない、または危

険な状態にあるブロック塀等を即時に撤去・改修できるよう、地方財政措置の充実強化を図ること。

(11) 道路、橋梁、下水道等の耐震化を図るため、財政措置を充実強化し、防災・減災対策を促進すること。

(12) 地震により液状化被害を受けた下水道、堤防、道路、港湾、宅地等の復旧に対する支援の充実強化を図ること。

また、今後の地震時に液状化の発生が懸念される地域について、宅地耐震化推進事業等による液状化対策を着実に推進すること。

3 災害復旧・復興支援

(1) 被災地の早期復旧を図るため、災害復旧事業の早期採択を行うとともに、事業に要する経費の地方負担に対して、補正予算措置や特別交付税の増額配分など更なる支援の充実強化を図ること。

(2) 再度災害防止のための施設機能の強化等を図る改良復旧事業について採択基準を緩和すること。

(3) 公共土木施設や農地等の災害復旧のための費用負担に関して、国庫補助のかさ上げを行う激甚災害制度の指定基準の要件を緩和し使い勝手がよいものとする。

(4) 被災後における住民生活を確保するため、ライフラインの早期復旧をはじめ、流出土砂の処理や砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設、道路、鉄道、下水道施設、河川、農林地等の早急な全面復旧態勢を整備すること。

(5) 災害救助法及び被災者生活再建支援法の対象となる住宅被害状況に一部損壊を加えるなど、支援対象要件の緩和及び支援金支給額の引上げを図ること。

(6) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金については、被災者の実情に即し、償還免除要件の拡大や償還期限の再延長など一層の柔軟な制度の運用を図ること。

(7) 豪雪地域における雪処理の担い手を確保・育成するため、効率的・効果的な地域除排雪体制の整備を推進するなど、各種雪害対策の一層の充実強化を図ること。

4 災害時の情報伝達等の充実強化

(1) 地域の実情に合わせたより一層細密な台風、集中豪雨等の観測体制及び予測体制の充実強化を図ること。

(2) 地震観測研究の充実や津波観測システム、火山観測施設の整備等による総合的な地震・津波・火山噴火に対する観測・監視体制を強化すること。

- (3) 災害発生時に迅速な情報収集・提供を図る防災行政無線の施設整備及びデジタル化に係る費用などについて、財政措置を拡充すること。
- (4) 災害時に住民が適切に避難行動をとることができるよう、全国的な防災意識の醸成を図るとともに、地方自治体が行う防災教育、避難訓練等の支援の拡充を図ること。
- (5) 避難を促す緊急放送や警報が聞こえにくい海水浴客や沿岸漁業者等のため、旗など視覚的な伝達が可能となるよう、関係法令の規定を整備すること。

2 各種交通基盤整備の推進

道路、鉄道、空港、港湾などの各種交通基盤は、住民生活や地域の経済、産業を発展させるなど、地方創生の実現に欠かすことのできない重要な社会資本である。

しかしながら、これらの社会資本整備が進んでいない地域は、地方創生の取組を進める上で、大変不利な状況下にある。

また、全国各地で地域住民の生活を支える地域鉄道やバス路線の廃止が相次ぐなど、各種交通を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっていることから、各種交通基盤の維持や、より一層の整備促進、支援施策の充実を図る必要がある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 道路の整備促進

- (1) 道路の計画的な整備と適切な維持管理のため、道路関係予算の所要額を確保すること。
- (2) 高規格幹線道路網14,000キロメートルの早期完成に向けた明確な方向性を示すとともに、財源の確保に万全を期し、整備促進を図ること。
- (3) 高規格幹線道路と一体となって高速交通体系を成す地域高規格道路について、所要の財源を確保し、整備促進を図るとともに、候補路線については、速やかに所要の調査・検討を行い、計画路線の格上げを図ること。
- (4) 高速道路をはじめとする高規格幹線道路等のミッシングリンク（未開通区間）解消及び暫定2車線区間の4車線化の速やかな実現を図ること。
- (5) 高速道路料金制度については、料金体系の再編による発現効果や課題も検証しながら適時適切な見直し検討を行い、公正妥当な制度の実現を図ること。

また、利用率向上に向け、安定的でシンプルな料金制度を構築すること。

- (6) 高速道路の債務の確実な償還及び将来の更新等に対応可能な料金制度とすること。
- (7) 地方自治体間における圏域を超えた新たな社会や経済圏の形成及び発展のため、平常時、災害時ともに物流・人流を確保することができるよう、4車線化やバイパス、環状道路など広域的な道路交通網の整備を促進するとともに必要な財源を確保すること。

- (8) 地方自治体が管理する跨道橋及び跨線橋を含む橋梁等の道路施設の老朽化対策として、改築及び維持管理に必要な支援策の充実強化を図ること。
- (9) 積雪寒冷地域等の道路除排雪体制を確保・維持するための安定した財源確保を図ること。

2 新幹線鉄道等の整備促進

- (1) 整備新幹線の着工区間の早期完成を図るとともに、未着工区間については、整備方針を早期に策定すること。
また、基本計画路線については、速やかに所要の調査・検討を行い、整備計画の格上げを図ること。
- (2) 整備新幹線の建設に当たっては、安定的な事業推進が可能となるよう建設財源を確保するとともに、地方負担に対する適切な財源支援措置を講じること。
また、既着工区間の工事費の増額分については沿線自治体に新たな負担が生じないように対処すること。
- (3) 新幹線整備に当たっては、沿線自治体のまちづくりに係る都市計画事業等の進捗に合わせ、着実に整備を進めること。
また、整備効果拡大のため、運行本数の確保、二次交通への運行支援など旅客利便性の向上のほか、新幹線駅舎・駅周辺整備などに対する支援を行うこと。
- (4) リニア中央新幹線の東京・大阪間の早期開業を実現すること。また、高速交通ネットワーク形成に伴う産業や観光振興、まちづくりに寄与するインフラの早期整備を図ること。
- (5) 新幹線開業時にJRから経営分離される並行在来線の存続のため、地方負担の軽減等に係る新たな方策を早急に講じること。
また、運営費助成や交付税措置の拡充、初期投資及び施設更新費用に係る鉄道事業者への補助制度の創設、JR路線等への乗継割引に対する財政支援制度の創設等、経営の安定化に向けた支援施策の充実強化を図ること。

3 地域鉄道等に対する支援

- (1) 今後の地方におけるコンパクトなまちづくりや地域住民の移動手段の確保の重要性に鑑み、地域鉄道関係予算の所要額を確保すること。
- (2) 地域鉄道等に支援している地方自治体に対する、財政措置の充実強化を図ること。
- (3) 地域鉄道運行による経営損失に対する欠損補助制度を創設すること。
- (4) 鉄道事業再構築実施計画に基づく、車両設備などの鉄道施設の整備に係

る補助割合を堅持するとともに、地方自治体が行う車庫の整備や遮断機などの予備品の購入経費に係る補助対象の拡充を図ること。

- (5) 鉄道事業者が鉄道事業法に基づき廃止の届出を行おうとする場合には、沿線住民、関係自治体との十分な協議・合意を経て行うよう法的整備を行うこと。
- (6) 沿線の地方自治体が支援を行う路線については、大手民鉄への設備投資、維持管理及び設備更新に関する費用についても補助対象となるよう制度を拡充すること。

4 JR北海道の経営再建及び路線維持に向けた支援

- (1) JR北海道が経営改善に向けた取組を着実に進めるよう、国の支援の拡充を行うこと。
- (2) JR北海道をはじめ各旅客会社がJR貨物の負担軽減のため線路の維持管理費の多くを負担する現行ルールの見直しなど、負担軽減についての新たな仕組みを早急に構築すること。
- (3) JR北海道において早急な対応が迫られている橋梁やトンネル、高架橋などの老朽化した鉄道施設について、保全・更新や耐震化などの推進を図ること。

5 地域公共交通に対する支援

- (1) 地域公共交通の事業者等に対し、現行路線の維持・存続、事業の継続実施、運行の安全性確保、公共交通空白地域の解消などに対する支援制度の充実強化を図ること。
- (2) 地域公共交通の維持・確保に取り組む地方自治体に対し、地方交付税による財政措置の充実強化を図ること。
- (3) 地域公共交通活性化再生法に基づく取組について、更なる財政措置など各種支援の充実強化を図ること。

また、同法に基づき地方自治体が策定する地域公共交通網形成計画に対する支援制度を拡充すること。

- (4) 高齢者が運転免許返納後に社会生活・経済活動を維持できるよう、地域公共交通の環境整備に対する支援の充実強化を図ること。

また、高齢者等の買い物難民対策などのため小型無人機の活用や、高齢者向け超小型モビリティ（小型自動車）等の新たな交通手段の開発を図ること。

- (5) 電気自動車、燃料電池自動車等次世代自動車の普及促進により、地域交通のグリーン化を図ること。

- (6) 一般貸切旅客自動車運送事業によるスクールバス運送については、運賃・料金の変更命令の処理要領の適用外とし、弾力的に運賃等の額を設定できるようにするなど、特別の配慮を行うこと。
- (7) 沖縄県の均衡ある発展と慢性的な交通渋滞の解消を図るため、沖縄本島を南北に縦断する鉄軌道を含む新公共交通システムの早期導入を図ること。

6 地方航空路線の整備促進

- (1) 地方の産業・経済や地域住民の生活を支える基盤として重要な役割を担っている地方航空路線を維持するため、適切な措置を講じること。
- (2) 空港へアクセスする鉄道及び道路等の整備促進を図るとともに、空港を拠点とした地域振興策を推進すること。

7 港湾の整備促進

- (1) 海上輸送網の拠点である港湾は、地域の雇用と経済を支える重要な役割を担っていることから、物流効率化に資する施設の整備などのための予算を確保すること。
- (2) 港湾を大規模災害に備えた防災拠点とするため、防波堤の整備など災害対応力を強化すること。
- (3) 既存港湾施設について、予防的な維持管理による計画的、総合的な港湾施設・海岸保全施設の老朽化対策を推進すること。
- (4) クルーズ客船の受入態勢の拡充などのため、岸壁や旅客ターミナル等整備による港湾関係施策を充実強化すること。
- (5) 太平洋側を中心に集約されてきた物流拠点について、リスク分散の観点からも日本海側の拠点となる港湾の更なる機能強化を図ること。
- (6) 地方港湾などの航路や防波堤、岸壁等の港湾施設について、地方創生港整備推進交付金等による一層の支援措置を講じること。

8 離島航路・航空路に対する支援

- (1) 離島の生命線となっている離島航路・航空路の維持・確保を図るため、就航する船舶の建造や航空機の購入及び運航費等に対する支援措置を拡充するとともに、支援策の抜本強化を盛り込んだ新たな法律を早期に制定すること。
- (2) 離島航路の海上高速交通体系が現状どおり維持されるよう、高速船ジェットfoilの代替船建造や新船建造に対する支援を行うこと。
- (3) 特定国境離島の観光振興のため、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金にかかる航路・航空路運賃の低廉化の対象者に当該地域への観光客等も加えること。

3 都市基盤整備の推進

街路、下水道や公園などの都市基盤は、住民にとって快適で豊かな生活環境をもたらすとともに、地域活性化に不可欠なものである。

しかしながら、多くの社会資本の老朽化が深刻になるなど、様々な問題を抱えており、また、土地利用に関しては、人口減少、高齢社会の進行などにより、空き家・空き地などの増加や所有者不明土地の問題が顕在化しており、これら諸課題への対応が急務となっている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 社会資本整備事業等の推進

- (1) 地方自治体が社会資本整備を行う上で重要な役割を担っている、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の所要額を確保すること。
- (2) 橋梁やトンネル等の経年劣化対策については、維持管理・更新を安定的かつ計画的に進めていくために必要な予算を確保するとともに、緊急に修繕等の措置が必要な場合には、優先的に財政支援を行うこと。
- (3) 地方自治体における社会資本の維持管理者の技術力の底上げを図るため、資格制度及び教育・研修制度の充実を図ること。

2 土地利用政策の推進

- (1) 地方自治体が主体的にまちづくりを実施するため、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律などの土地利用関連法制の一元化に向けた検討を行うこと。
- (2) 土地利用関連法制の多くは全国一律の規制となっており地域の実情に合わないものとなっているため、地方の裁量を拡大すること。

3 中心市街地活性化等の推進

- (1) 都市機能の増進及び経済活力の向上に係る中心市街地活性化法に基づく取組について、更なる財政措置など各種支援の充実強化を図ること。
- (2) コンパクトシティ推進に係る都市再生特別措置法に基づく取組について、更なる財政措置など各種支援の充実強化を図ること。

また、同法に基づき地方自治体が策定する立地適正化計画について、策定段階での支援を拡充すること。

- (3) 倒壊する危険のある空き家等の除去に対する更なる支援の拡充を図ること。
- (4) 災害時の移動・輸送や交通の混雑の緩和等に資する自転車活用の推進を図るため、自転車専用道路・自転車専用通行帯、シェアサイクル施設等の整備を推進すること。
また、放置自転車の解決に向けて、駐輪場等の整備に対する支援を図ること。

4 所有者不明土地対策の推進

- (1) 地方自治体が所有者不明土地の適正な事業執行を図ることができるよう支援を行うこと。
- (2) 所有者不明土地の早期解消を図るため、個人情報保護に配慮しつつ、簡素な手続きにより所有者の探索が行えるような土地基盤情報の整備を推進すること。
- (3) 所有者不明土地の発生を防止するため、相続や所有権移転にかかる情報を国が管理し、地方自治体ができるよう、不動産の権利に関する登記制度の法整備を図ること。

5 都市公園の整備推進

- (1) 災害に強いまちづくりのため、震災時等の避難地や復旧・復興の拠点となる防災公園の整備を推進すること。
- (2) 都市公園の整備を推進するため、都市公園事業や緑地保全等事業などに対し十分な支援措置を講じること。
また、歴史や景観など地域の特色を活用した公園設置を推進すること。

6 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた地域における取組への支援と環境整備

オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を地域経済や地域社会の活性化へとつなげる好機とするため、関連施設へのアクセス強化に向けた交通通信インフラの整備、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー環境整備の促進を図ること。

また、大会を見据えた観光振興等により、大会開催の効果を全国に波及させる取組を推進すること。

さらに、すべての世代が健康で生きがいの持てる社会を構築できるよう、地方自治体が進めるスポーツを活用したまちづくり等への支援を推進すること。

7 未利用国有地の地域限定雪堆積場としての活用

積雪寒冷地域等において、未利用国有地を地域限定の雪堆積場として利用できるように、当該用地の無償貸与等の措置を図ること。

4 下水道整備の推進

下水道は、汚水排除による生活環境の改善や公共用水域の水質保全、浸水の防除などの役割を有する重要な都市基盤である。

しかしながら、未普及地域の解消や施設の老朽化対策など、重要な課題が山積している。

このような中、国の財政制度等審議会では、下水道事業に対する国の財政支援については受益者負担の原則に即し汚水処理施設の改築は使用料で賄うべきとの考え方を示している。

仮に、下水道施設の改築への国庫補助が削減・廃止された場合、下水道使用料の引上げなど市民生活への多大な影響が懸念される。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 持続的な下水道事業の推進

下水道事業を安定的に持続させるため、下水道施設の改築に係る国庫補助を継続するとともに、修繕や維持に係る費用についても国庫補助対象とすること。

2 未普及地域の早期解消

普及の立ち遅れている地域の下水道整備を推進するため、財政措置の充実強化を図ること。

5 観光立国の推進

観光は、地域間の交流人口や雇用の拡大など、地域経済の活性化に資するほか、国際相互理解の促進などを併せ持つ我が国の重要な成長産業である。

今後の観光立国の一層の推進には、観光産業の国際競争力強化や魅力あふれる観光地の形成が重要であり、国が主導的な役割を果たし、官民一体となった取組が求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 訪日外国人の増加に向けた施策

- (1) 地方への誘客を図るため、諸外国での訪日プロモーションを強力に推進するとともに、地域ブランドの確立に向けた取組に対する支援措置を強化すること。
- (2) 地域に与える経済波及効果やビジネス機会の創出など幅広い経済的意義を有する、国際会議や国際展示会等の誘致を促進すること。
- (3) 震災被害を受けた地域及び風評被害を受けている地域の観光振興に資する各種支援策の充実強化を図ること。

2 魅力ある観光地域づくりの促進

- (1) 滞在型観光を促進するため、観光圏整備法に基づく各種取組の充実強化を図ること。
- (2) 観光先進国実現に向けた観光基盤の充実強化を図るための国際観光旅客税について、その税収により、地方自治体にとって自由度が高く、創意工夫を活かせる交付金を創設すること。
- (3) 外国人旅行者の受入環境の整備のため、観光地における無料Wi-Fi環境の整備などICTインフラのより一層の整備を図るほか、地方自治体や地域が実施する案内所の設置や多言語パンフレットの作成等に対する支援措置を強化すること。
- (4) 広域周遊観光の促進のため、旅行者向け統一交通パスの販売や滞在プログラムの作成、提供などに対する支援の充実強化を図ること。